

平成30年加美町議会第4回定例会会議録第1号

平成30年12月5日(水曜日)

---

出席議員(17名)

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂忠幸君	4番	三浦進君
5番	高橋聡輔君	6番	伊藤由子君
7番	木村哲夫君	8番	三浦英典君
9番	沼田雄哉君	10番	一條寛君
11番	工藤清悦君	13番	伊藤信行君
14番	佐藤善一君	15番	下山孝雄君
16番	米木正二君	17番	三浦又英君
18番	早坂伊佐雄君		

---

欠席議員(1名)

12番 伊藤 淳 君

欠 員 (なし)

---

説明のため出席した者

町 長	猪股洋文君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤 敬 君
会計管理者兼会計課長	工藤義則君
危機管理室長	長田裕之君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	佐藤和枝君
特別徴収対策室長	浅野 仁 君
農林課長	長沼 哲 君

農業振興対策室長	嶋津寿則君
森林整備対策室長	猪股繁君
商工観光課長 兼ひと・しごと支援室長	岩崎行輝君
建設課長	三浦守男君
保健福祉課長	内海悟君
子育て支援室長	佐藤法子君
地域包括支援センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	大場利之君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	今野仁一君
総務課長補佐	伊藤一衛君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長	遠藤肇君
体育振興室長	上野一典君
農業委員会事務局長	太田浩二君
代表監査委員	小山元子君

---

事務局職員出席者

事務局長	武田守義君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	内出由紀子君
主幹兼議事調査係長	後藤崇史君

---

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第12号 平成29年度一般会計決算の不認定に係る報告について
- 第 4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会・開議

○事務局長（武田守義君） おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

開会に先立ちまして、先例に従い表彰状の伝達を行います。

このたび、町村議会議員として35年以上在籍し地方自治の発展に顕著な功労があったとして、米木正二議員が総務大臣より感謝状を贈呈されました。その伝達を行います。また、多年にわたり県勢の発展及び県民福祉の増進に寄与された伊藤信行議員、伊藤 淳議員、工藤清悦議員が宮城県の地方自治功労として表彰されましたので、その伝達をあわせて行います。

それでは、米木正二議員、伊藤信行議員、工藤清悦議員、議場中央にお進みお願いいたします。伝達につきましては早坂議長が行います。よろしくお願いいたします。

〔賞状伝達〕

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。12番伊藤 淳君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成30年加美町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたのでごらんいただきたいと思います。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番高橋聡輔君、6番伊藤由子さんを指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から12月12日までの8日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は12月12日までの8日間と決定いたしました。

---

日程第3 報告第12号 平成29年度一般会計決算の不認定に係る報告について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第3、報告第12号平成29年度一般会計決算の不認定に係る報告について報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 皆様、おはようございます。12月定例会、よろしくお願いいたします。

先ほど議長から伝達を受けました4人の皆さま、本人1名は欠席ではありますが、まことにおめでとうございます。総務大臣から表彰を受けられた米木正二議員、そして宮城県文化の日表彰を受賞しました伊藤信行議員、そして伊藤 淳議員、工藤清悦議員におかれましては、議会議員として地方自治の振興と町政発展にご尽力をいただきました。これまでのご功績に対し深く感謝を申し上げ、敬意を表したいと思っております。今後、ますますご活躍されますことをご期待申し上げたいと思っております。まことにおめでとうございます。

それでは、報告第12号平成29年度一般会計決算の不認定に係る報告についてご説明申し上げます。

加美町議会第3回定例会において、平成29年度一般会計歳入歳出が不認定となりました。決算が2年連続で不認定となったことにつきましては、大変重く受けとめております。決算審査特別委員会で議員の皆様からいただきましたご意見やご提言を真摯に受けとめ、今後の町政運営に生かしてまいる所存であります。

本年4月から改正施行された地方自治法第233条第7項において、決算の不認定に係る議会への報告の規定が加えられましたので、次のとおり報告いたします。なお、改善内容については決算審査特別委員会の総括質疑でいただきました3つの事項について報告いたします。

（1）国立音楽院の事業効果について。

国立音楽院の誘致につきましては、本町の資源である音楽をキーワードに廃校施設の利活用と新たな人の流れ、仕事の創出を図るため、町と民間企業のパートナーシップにより取り組んでまいりました。しかし、国立音楽院が掲げる目標生徒数と実際の入学者数が平成30年度で目標生徒数の約4割、来年度は30名程度の入学者が見込まれるものの、全生徒数が約50名と目標とする生徒数の約5割であります。その要因として、開校して間もないことによる施設の周知

不足からまだまだ認知されていない点にあります。

これまで、インターネット活用による広報活動を初め仙台市での学校説明会、東北一円の高校訪問等を実施、施設のPRや音楽合宿の誘致等に努めてまいりましたが、なお一層、効果的な周知活動に協力してまいります。

また、国立音楽院におきましては、全国的な問題となっている不登校生の受け入れに関する問い合わせが多くなっていることから、中等部、高等部の受入体制の充実について検討を始めていますと伺っております。

なお、来年度の在学学生が50名程度になることが見込まれるため、上多田川地区の方々の協力により給食の提供も検討されており、給食施設等の有効活用や地域とのコミュニティの推進が今以上に図られるものと考えています。

#### (2) バイオガス化事業の休止について。

バイオガス事業は、平成29年度に生ごみ分別・回収実証試験、液肥散布・普及実証試験、小型メタン発酵システムの活用による普及啓発業務を実施、いずれの事業においても事業実現に向けての効果と課題等が検証されるなど、一定の成果が得られています。これまで実証試験などの実現可能性調査を実施しながら事業計画の検討に努めてきましたが、財政負担が大きいことから、現在は実証事業と施設整備を休止しています。

今後は、先例事例や新しい技術の情報収集を行いながら、実現性の高い事業モデルを参考にバイオガス事業の実施に向け検討していきたいと考えています。

#### (3) アウトドアスポーツ関連備品の利用状況に関することと観光振興がモンベルアウトドアスポーツに偏っていないかということについて。

各レンタル用の備品の利用状況については、自転車の利用は今年度10月末で157台、カヤックは56艇と当初見込んだ計画よりも少ない状況ではありますが、今後も利用拡大に向け、PRに努めてまいります。一方、6月29日からスタートしたランニングバイクは10月末で1,037台の利用があり、当初の計画の倍以上の利用者数がありました。

また、町では、88万人の会員を有し全国に店舗を展開し魅力あるコンテンツの開発力や効率的な情報発信力など独自のノウハウを持つモンベルと提携し、アウトドアの普及推進と人材育成を図っているところです。このようなアウトドアスポーツの普及が交流人口の増加や健康増進につながるものと考えております。

今後も、カヌー協会、振興公社、オーエンス、観光まちづくり協会などと連携を図るとともに、フレンドタウンとしてさまざまな機会を捉えて町内外にPRし、利用者の拡大に努めてま

います。

なお、本町には豊かな自然に加えさまざまな観光資源があります。町としては、自然や伝統行事、食文化などを組み合わせ、より魅力的な情報を発信し、交流人口の増加につなげ観光振興を図ってまいります。以上の改善策を着実に実施してまいります。

なお、議会への説明不足の点については反省しております。今後、定期的に全員協議会を開催するとともに、常任委員会において説明に努めご意見をいただきながら進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、地方自治法第233条第7項に規定する報告といたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 1点だけお伺いしたいと思います。

直接、町長からはお聞きしたお話ではございませんので、風聞的な聞き及んだという部分のお話もありますので、もしも議長に至っては、それはまずいということであればいつでも静止していただいて結構でございますのでお願いをしたいと思います。

先般、11月30日に小野田地区でタウンミーティングが開かれたということでございますけれども、その中で平成29年度一般会計決算の不認定に関する質問が出されたとお聞きしております。そういった中で、この質問に対して町長が議会での不認定の判断について批判的なご発言をされたということをお聞き及んでおりますけれども、この件についての真意と申しますか、本当はどうだったのかということについてお話をお聞きしたいと思います。これは執行部というか議会と町長の信頼関係という部分につながる部分もありますし、今後、この不認定を克服しながらいいまちづくりに努めていかなければいけないという議会の責務もあると思っておりますので、その辺についてのお話を伺いたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 11月30日、小野田のタウンミーティングで、私がこの不認定に対して議会に批判的な発言をしたのではないかというお話でありますけれども、そのようなお話はしておりません。そもそも、このタウンミーティング、今回、3カ所で行わせていただきましたけれども、この目的はまさに対話集会、膝と膝を交えて町民から自由に町にご意見をいただくという、あるいはご意見を交わすという趣旨のものであります。

初めに、私から地方創生、いわゆるイカノエについて町の取り組みをお話しさせていただいて、そのことに対する感想やご意見などを頂戴し、そのあと、自由な意見交換の時間とさせ

ていただきました。小野田につきましては、3人の若い方々に出席していただきまして、大変前向きなまちづくりについてのご意見を賜りました。大変、私、よかったなと思っております。

そういった中で、ある方から、なぜ不認定になったのかと、不認定になった理由は何なのかというご質問がありました。そもそもはそういったことをご説明する場とは考えておりませんでしたけれども、そういったご発言がありましたので説明をさせていただきました。どういった説明をしたかといいますと、まず、一般的に不認定というものは、不適切な流用などというときにこれは不認定になりますと。不認定というのは、全国的にも余りないケースでありますという話はさせていただきました。そして、加美町の場合は、3つの点で目標を達成していないといったご指摘があり不認定になりましたという事実を説明させていただきました。

そして、今、私が申し上げたようにその3つのことというのは、まず一つには国立音楽院の件。確かに目標に達していません。町としても目標に達するように努力してまいりますというお話をさせていただきました。

また、2点目のバイオガスにつきましては、国のお金が900万円ほど、町のお金も七百数十万円、これは使っております。しかしながら、どうしても年間の町の負担が六千数百万円になるということで、財政負担が大きいために休止をさせていただきました。ただし、技術革新等々がありますので、そういった先進モデルでも研究しながら、この町が支出した七百数十万円が無駄にならないように、いずれまたこの取り組みを行っていきたいというお話をさせていただきました。

また、3点目についてモンベルアウトドア関係でありますけれども、これについても確かに当初の利用数に達していないということについてもお話をさせていただきました。ただ、町としてもさまざまなイベント等を開催し利用が伸びていると、なお一層、目標に達することができるように頑張っていきたいというお話をさせていただきました。

最後に、私から今回の議会のご指摘、目標に達していないのではないかとこの厳しいご指摘、これを真摯に受けとめ、目標達成できるように努力をしてもらいたいというお話もさせていただきました。ですから、今回の不認定というのは、もっと頑張れという意味での私は不認定であると受けとめておりますというご説明をさせていただきました。

ですから、まったく議会を批判する発言はしておりませんし、そういった意図もございません。そもそもタウンミーティングというのはそういった意図でもって開催したものではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。



○11番（工藤清悦君） 確かに、今、町長が説明されたことが、もちろん課長さん達も一緒に行っているんでしょからそれが真意なのかどうかということに関しては、私が直接参加したわけではありませのでこの場では何とも言えない状況ですけども、ただ、やはり町長の思いが、真意がといいますか、全て参加された方々にきっちり伝わるわけではないと思います。参加された方はさまざまな思いの中で参加されていると思いますので、今後、こういう機会も、これは議会とのこともありますけれども、やはり町長の思い、真意を理解していただけるような説明の仕方または手法というものを丁寧にとっていかなければいけないのかなと思いますけれども、その辺について一言だけお願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変誤解されていた方がいらっしゃるということであれば、私も十分言葉使い等、気をつけながら話をしたつもりではありますけれども、誤解されることのないようにご説明してまいりたいと思っております。決して、先ほど申しましたように批判をしたということではございません。全くそういった意図はございません。我々は、やはりこの不認定というものを重く受けとめて、そしてきちっとやはり職員が一丸となって結果を出していくということが大事だと思っておりますし、先ほどの報告でもお話しさせていただきましたように、やはり議会の皆様方にしっかりとご説明し、コミュニケーションが不足していた点を反省しながら、きちっとコミュニケーションをとりながら、皆様のご意見もお聞きしながら進めていくことが大事だと考えておりますので、今後、そのようにさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか、質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 町長から不認定の要因3点について説明ありました。改善策を着実に実施してまいりますということで終わっていますけれども、その中で1点だけ指摘させていただきましたけれども、国立音楽院の関係です。というのは、国立音楽院が掲げる目標生徒数とありますよね。平成30年度が4割で来年は5割ですよということはあるんですけども、これ、私、これまで何回も指摘してきたんですけども、当初は平成29年度53人、平成30年度が55人、それでこの議場で提出された予算を認めたわけです。開校間近になって、国立音楽院からこの人数じゃなくて提示されたの、それ1回は聞きました。ただ、予算を通した段階で整理した金が53人、55人なんです。ですから、ここに書かれている4割、5割というのは3割未満、3割ちょっと超えるぐらいにしかならないんです。この辺、今まで何回指摘しても、国立音楽院から開校目前に来た修正の生徒数を上げていつも説明しているんですけども、一般質問で何回言

っても直らないんですけれども、この辺、しっかり説明してください。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

私のこの4割と申しますのは、平成29年開校当時の2月の議会におきまして音楽施設の設置条例及び国立音楽院への貸し出しをするための長期的・独占的使用ということで説明をさせていただきました。その承認をいただく際にお出しした書類ということで、一番最新の情報と私たちは捉えております。今、議員さんがお話ありましたように、以前はそのような形でご説明を申し上げました。ただ、やはり修正といったものがございまして、その使用に関しましてご可決をいただく、その最新の数字で計算しますと4割という形になりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） そうしますと、あの施設を、上多田川小学校を改修した費用というのは、修正になった生徒数じゃなく、先ほど私が言った数字で整備しましたよね。もうでき上がってきたんですから、開校間際の2月ごろですから、我々に国立音楽院から修正してこのぐらい減りますよと明示されたの。そのころ、もうほとんどでき上がっていたんです。補助金もらって100%もありますよという話を何度もされるんですけれども、それでよかったとは私は思わないんです。だから、何度もそれをずっと言ってきたんですけれども、それが通用するのであれば、いっぱい金もらって、例えば、30人のところを100人と言っていっぱいもらって整備して、後で少なくなりましたという、その辺が理解できないんです。まず、その辺は指摘させてもらっておきますから、何か答弁というかあれば、それで後はしませんけれども。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長、お答えいたします。

施設整備に当たりましては、単年度ごとの入学者数というよりは最終的に全体で学生が幾らになるかと、その目標数がありまして、それでもって整備をしているということをご理解いただきたいと思っております。

ただ、今、議員さんからご指摘ありましたように入学者数につきましては、単年度で見れば3割ぐらいということでございますけれども、これが3年、4年といずれ3学年、全校生徒がそろえば、今のところ50名ということで、来年度は50名ということで少ないわけでございますけれども、今後、どのように推移してくるかを検討しながら全体という形で整備をさせていた

いただきましたので、その3割の数字でもって整備したものではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 工藤議員と関連するんですけれども、私も宮崎地区のタウンミーティングに出席といいますか参加して町長のお話をお伺いしました。先日、町長にはお話ししましたが、町長の説明の中に国立音楽院から町に入る収入は470万円であると。それを聞いた周りの町民の方々は、あ、そのぐらい入っているんだったら非常に貢献しているのではないかという印象を受けたと私はその場において感じました。その後、企画財政課長が同席しておりましたのでお話をしたところ、皆さん怪訝に思っておりました。その後、町長は200万円ということで訂正をされたというお話を伺いますが、この200万円についても当然使用料として町がいただいているわけで、逆に町から国立音楽院に事業委託ということで音楽事業の委託でほぼ同額を支出しているわけです。そうすると、実質国立音楽院から町に入ってくるお金というのはゼロときちんとやはり町民の方に説明しないと、そのときの数字や発言で受け取る町民の方がものすごく影響を受けます。

関連しますと、宮崎地区のシルバーハウジング4戸のうち3戸入っているというお話を町長、最初されました。これは企画財政課長が後で1名と訂正しましたが、こういったことも受け取る町民の方へのやっぱりきちんとした説明、これは、この不認定は町長と議会の信頼関係が大きく不認定という結論を生んだと私は思っておりますので、こういったことにも注意されたいと思います。

さらに言えば、どどんこ館のお話も出ました。非常に参加された方は町のにぎわい活性化にもなったというお話はされましたが、実質、議会の中で初めて1億2,000万円の売上がないととんとんにならないとかペイしないというお話も、初めて先日の決算委員会で報告がありました。こういったこともきちんとして町民の方に伝えた上で、今、このような町政執行しているんだということを今後していただくということが、私は、議会と執行部との信頼関係、それがひいては決算の認定につながるのではないかと思います、いかがでしょうか

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、ご指摘の3点についてお話いたします。

国立音楽院については、使用料等として470万円という話をしたと思います。厳密に言えば使用料は200万円、そして光熱水費相当額が270万円ほど、合わせて470万円ということで、これは間違いなく歳入になっております。しかしながら、当然、これは270万円ほどの光熱水費

については町が支出しておりますから、出て入るといふ金額ではあります。町民の皆さんの中には、町が丸投げしているんじゃないかというご疑念も抱いていらっしゃるような方もいるとも聞いておりますので、そうでありませんよと、払うものはきちっと払っていただいていますよという意味合いでお話をさせていただいたものであります。きちっとしたご説明をすべきだったと思っております。それは反省しております。

また、シルバーハウジングについては、私の認識の中でも4棟中1棟しか入っていないというのわかっておりました。1カ月ほど前に、実際シルバーハウジングを見てきておりますので。私の頭の中では、4棟中1棟が使用されていて、3棟はあいているというつもりでお話をしたのでありますのでけれども、発言としての私の思いと発言がちょっと違っていたようでございます。これは初めから認識しておりました。この点については、間違えて発言したことについてはおわび申し上げたいと思っております。

また、どどんこ館の1億2,000万円については、これはきょうの質問の中できちっとご説明させていただきたいと思っておりますので、議員の皆さん方にも1億2,000万円というのはどういう数字なのかご理解いただければと思っております。

以上でございます。十分、今後注意しながら発言してまいりたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これで、報告第12号平成29年度一般会計決算の不認定に係る報告についてを終了いたします。

---

#### 日程第4 一般質問

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、4番三浦 進君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 三浦 進君 登壇〕

○4番（三浦 進君） それでは、通告のとおり一般質問を行います。

孫沢地区の公衆用道路についてであります。

加美町は、孫沢字東沢152番、153番、154番の公衆用道路を建設業者に資材置き場として公共物占用許可を与え、一般住民の自由な通行を2年3カ月以上も妨害し、農地法に抵触するような事態を招いた責任は極めて重いと思っております。このことは新聞でも報道されたところであります。今後、このような事態を起こさないように以下の項目のとおりお伺いします。

①本件公共物占用許可は、どのような根拠、法律または条例とその条文によって許可したのですか。

②公共物占用許可書に記載されている公衆用道路をなぜ道路として認識していなかったのですか。

③建設業者との事前協議において、現地調査、事前検討を法令に基づき適切に行われたと思いますか、どうですか。

④公共物占用許可の目的に資材置き場としたのは適切ですか。

⑤加美町は、占用許可の取り消しや原状回復など今後の方針をどのように考えていますか。

以上、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、三浦 進議員のご質問、孫沢地区の公衆用道路について、5点お答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の本件公共物占用許可は、どのような根拠、法律または条例、条文によって許可したのかというご質問でありました。

孫沢地区の公衆用道路につきましては、宮崎町が、人口流出の防止と出稼ぎ対策の一環として農業従事者が工業等に就業することを促進するため、農村地域工業等導入促進法に基づき、昭和51年3月に宮崎町農村地域工業等導入実施計画を策定し、工場誘致を図った孫沢工業団地の地域内にあります。この実施計画書とは、農林省、労働省、通商産業省の主務大臣が基本方針を定め、知事が基本計画を策定し、県と協議し、同意のもとに策定された実施計画であります。

ご質問の公衆用道路は、工業の導入を進めた地域の中の土地であることや工業用地として一体的に使用されてきたことなどから、工業用地として使用することを目的として譲与を受けたものと考えておりました。しかしながら、9月13日に、宮崎支所4階の東側書庫から農地法第34条の2による譲与通知書が発見され、譲与する道路等の用途は道路であることを確認し、これまで町が主張してきた内容が結果として誤りであることが判明いたしました。私自身、隣接する土地の所有者の方や占用許可をした事業者の方に直接お会いし、おわびしたところであります。

質問①の公共物占用許可はどのような根拠によって許可したのかということでございますが、当該公衆用道路は、宮崎町時代から工場用地として一体的に使用されてきたことが前提であり

ましたので占有を許可したものであります。その根拠法令につきましては、当該公衆用道路は道路法に基づかない道路でありましたので、加美町公共物管理条例を適用し、第17条で規定する公共物の占有の許可をしたものであります。第2条で規定している定義においては、この条例において公共物とは、道路法、河川法、その他の法令の管理に関する特別の規定の適用を受けないものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいうとされ、第1号で道路、公園、緑地及び広場として供用されるべき施設としていることから、同条例を適用しているものです。

2番目の公共物占有許可書に記載されている公衆用道路をなぜ道路と認識していなかったのかというご質問であります。繰り返しになりますが、当該公衆用道路は、昭和51年3月に宮崎町が農村地域工業等導入促進法に基づいて策定した宮崎町農村地域工業等導入実施計画書には、孫沢工業団地の中の土地になっております。地目は公衆用道路となっておりますが、工場用地として一体的に使用されてきたものと考えられ、譲与を受けた昭和57年以降、一般の交通の用に供された道路として利用されてきた形跡がなかったものと捉え、現況が工場用地として一体的に利用されてきたと考えられることから、結果的には誤りでしたが、工場用地として譲与されたものと認識してきたものであります。

3番目であります。建設業者との事前協議において、現地調査、事前検討を法令に基づいて適切に行われたと思うかどうかというご質問でありました。

当該公衆用道路については、先ほども説明しましたが、公共物とは、道路法、河川法、その他の法令の管理に関する特別の規定の適用を受けないものであって、道路、公園、緑地及び広場として供用されるべき施設としていることから、加美町公共物管理条例、同施行規則に基づき公共物の占有を許可いたしました。条例では、申請書及び許可書の様式を定めておりませんので任意の様式ではありますが、従来町が使用してきました様式により書類を作成しております。また、条例上、現地調査や事前検討の実施方法については特に規定がありませんので、申請書類及び現地を確認し許可の是非を判断したものです。

4点目、公共物占有許可の目的に資材置き場としたのは適切かというご質問でありました。

当該公衆用道路は工業導入を進めてきた地域の中の土地であることや実際隣接する工業用地と一体的に使用されてきたことなどから、道路として通行しているようなことはされていないと判断されることなどから、申請者の占有許可の目的として記載された資材置き場として使用することに問題はないと考え許可したものです。

5点目、加美町、占有許可の取り消しや原状回復など、今後の方針をどのように考えているかについてであります。

10月19日に東北農政局と宮城県の担当職員が現地を訪れ、現状を確認してきました。その際、東北農政局からは道路として使用されていない現況により譲与の条件に違反しているため、国へ返還すべきとする指摘を受けております。しかしながら、占用許可者が使用している状況や他の用地を探している事情等も考慮していただき、今後のスケジュールを明確にし、宮城県と協議していくよう指導を受けたところでございます。

その後、町では、占用許可者から孫沢地区から移動するのか、当該公衆用道路を開放して引き続き同地区にとどまるのか報告を待っておりましたが、11月15日に当該公衆用道路を開放して引き続き同地区を利用していく旨の報告を受けております。その後、占用許可業者からは再度移転先を調整しているとのことでありましたので、現在、その報告を待っている状況です。

今後は、当該公衆用道路について隣接する所有者の方々と現地を確認することとしております。その現地確認においてご意見をいただき、方向性を確認したいと考えております。それにより、公衆用道路の取り扱いについては宮城県と協議し、往来等ができるまでのスケジュール等を調整し、そうしたことが整った時点で占用許可の取り消しを行う予定としております。

以上、ご質問5点についてお答えさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 日ごろ、町民は、役場は法律に従って仕事をしているところだと思っています。このような事態を起こしたことに町民は大変驚きを持って受けとめています。

近隣の地権者は、みずからの山林に入るために加美町に繰り返し繰り返し質問を行ってきました。議会にも請願書を提出したり、行政不服審査請求や国・県に対する行政相談、さらに建設業者を相手に簡易裁判所に調停をかけるなど、あらゆる手段で通行の自由を求める行動をとってきました。

このことを踏まえて逐次質問いたしますが、ただいまの町長の答弁は、宮崎町時代に工場用地、工業用地として活用したからなんだと、活用したからこれは道路ではないという意味合いのことをずっと述べておられますが、これは全く関係ないことだと私は思います。

まず、お伺いしますが、公共物占用許可は道路、水路などの公共物の敷地において占用、工作物を新築、改築または除却、流水の調整などを行う場合であって、それ以外の事業、物置場などとするのは加美町公共物管理条例第17条公共物の占用許可ですが、これに違反するのではないかと思います。どう思いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

まずもって、今回、町として主張していたことが結果としまして誤りだったとのことを譲与の通知書をもって確認いたしました。このことにつきましては、隣接する所有者の皆様、そして関係者の皆様、そして議会の皆様にも大変ご迷惑をかけ申しわけないと思います。事務をつかさどる担当課長としておわび申し上げる次第でございます。

今、ご質問のございました公共物管理条例でございますが、こちらについては先ほどもお話が町長からありましたが、道路法、河川法に基づかないものにつきまして、その間、受けないものについて道路と供されるべき施設、それらに基づいて行なっているものでございます。占用というような形で一時的な占用をすることについては問題ないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 私は、こういう工場用地であるから資材置き場だという、これは公共物占用許可の目的にそぐわないと言ったんです。これはもう正しいとおっしゃるんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

公共物という形でいわゆる公衆用道路でありますとか、あるいは法定外道路、法定外公共物という形で、道路であるとか水路であるとかという形でいろいろ規定されているものがございますが、その土地が必ずしも目的、地目に沿った形で使用されていない場合等がございますので、そういった法定外公共物等の土地についての占用的な形で申し出があった場合については、その状況等に応じて占用等を許可しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 何回聞いても同じだと思います。これは、全く公共物占用許可を与えるに適しない、その考え方が。工場用地であれば公共物占用許可は要らないんです。普通の占用許可でいいわけです。道路だから公共物占用許可を出したんです。それを申し上げておきます。

次に、本件の申請書にも許可書にも公衆用道路と記載されています。さらに、申請書に添付された土地要約書にも公衆用道路と記載されているにもかかわらず、公衆用道路ではないとしたことは全く理解ができません。どのように思いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。



今、お話ありましたように公衆用道路、3件の所在する道路については、地目は公衆用道路となっております。先ほどもお話し申し上げましたが、地目としては公衆用道路というようなことになっておりますが、当該公衆用道路については、そういう実態として公衆用道路として一般の通行等に供されている状態ではなかったという判断のもとに占用を許可したということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） ただいまも一般の公衆用道路に使われていないからだとおっしゃっていますが、まことに自分勝手な考えであります。

次に、ことしの7月9日に町長名で近隣地権者に回答された文書に、公衆用道路について昭和57年3月に農水省から工場用地として利用することを目的として譲与を受けたものです。また、譲与の目的は公衆用道路ではないので農地法第74条の2に規定されている用途変更には当たらないと解されると書かれています。これはいずれも虚偽です。前提条件もなく確定的、断定的に近隣地権者を納得させるためにこのような文章を交付したのは、過失ではなく故意に行ったものと考えられ、これは明らかに作成権限のある公務員による虚偽公文書作成に当たると考えられますが、どのように思いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

当該公衆用道路につきましては、先ほどからお話をしておりますが、本年9月に譲与通知書を発見したことによって、町としても譲与の用途は道路であると、その条件として第三者に使用の権利を設定するということができないと、そういったことが初めてわかったものでございます。それまでにつきましては、文書がないというようなことであくまで推定ということでお話をさせていただいております。というのは、これまでもお話をさせていただきましたが、当該公衆用道路が、現実として譲与を受けた昭和57年ごろから公衆用道路も含めてその部分が一体的な形で利用されていた状況にあったというようなことで、そういったことを考えると、譲与の目的は工場として利用することを前提として譲与を受けたのではないかというようなことで、あくまで何も確認できるものなかったんですが、そういった現状のことをからそういった考えに至ったものでございまして、そういった虚偽ですとかそういったものではございません。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） これは結果として虚偽ですと言っているんです、結果として。実態として虚偽だと言っています。そして、全てのことは自分勝手な考えなんです、宮崎町時代云々かんぬんというのは。これについて、町長、いかが思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほども答弁させていただきましたように、やはり宮崎町時代、農村地域工業等導入促進法に基づいて、昭和31年3月に宮崎町農村地域工業等導入実施計画書を策定し工場誘致を図ったところであります。この実施計画とは、農林省、労働省、通商産業省の事務大臣が基本方針を定め、そして知事が基本計画を策定し、町は県と協議し同意のもとに作成された実施計画であります。これに基づいて工場を誘致し工場地として使ってまいったところありますので、町としては、よもや、地目としては公衆用道路ということでありますけれども、ここが農地法第34条の2の縛りがあるとは全く考えていなかったものでございます。決して虚偽とかということはありません。

ですから、ずっと町としても書類を探していたわけです。9月13日に農地法第74条の2による譲与通知書が発見され、初めて町としてもそのことがわかりましたので、私も隣接する土地の所有者あるいは占有許可をした業者の方に直接お会いしておわびしたということでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 何度も申し上げますが、宮崎町時代のことは関係ないんです。9月13日に譲与通知書が発見された時点で、もう既に終わっているんです。結果としてこういう事態になっているということなんです。これについてどう思いますかと聞いているんです。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

結果として誤りであったということが、譲与通知書の存在をもってわかったわけでございます。そこからにつきましては、誤りであったということでございますので、そのことをもって県・国、農政局等を通じましてその手続、あとは占有の取り消しをするためにどうしていかなければならないとか、そういったものを県等と協議しながら進めていきたいと思っております。大変申しわけございません。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 法律というのは、すみません、おわびしますということで済むという話ではないんです。

このことを申し上げてすぐに移りますが、公共物占用許可をする前に、町は現地調査や書類の審査をもっと慎重に行うべきであったと思います。町は、占用許可前に公衆用道路の周囲が塀によって既にもう囲まれていたということを前々回の協議会で認めています。このことは町有地の公衆用道路を建設業者が不法に占拠していたこととなります。建設業者に何の処分もなく不問に付すことは、町が建設業者に便宜を与えたこととなります。町に便宜を与える意思がなかったとしても、便宜を与えたことに変わりはありません。このことについてどう思いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今、お話ありましたように現地調査をする際に、その時点では塀に囲まれていたと当時の担当者からは聞いております。その当時の担当者においても、今までお話ししたようにこれまでの形態として一体の土地として使われていたという状況があって、そのことをもって現地を確認した中で手続をしたと聞いております。ただ、その時点で申請書類の中でも農地法等の登記簿に記載もありました。その辺についてももう少し十分な調査をすべきでは、確認をする必要があったのかなとは思ってございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） ちょっと私、聞き方間違ったんでしょうか。業者に対して便宜を図ったんじゃないかという考えはなかったんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

業者に便宜を図ったのではないかとということでございますが、先ほども申し上げたように当時の担当から聞きますと、現場においてはそういう塀に囲まれていた状況ではあった。ただ、それ以前の使用の状態において、あくまで工場用地と一体として利用されていた経緯があるというようなことで判断をしたということでございますので、業者に便宜を図る等のことについては全く考えていなかったと思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番(三浦 進君) 囲いの中に町有地である公衆用道路があるんです。それを囲ってよその人は一切入れないという、これはもちろん道路法で道路管理者は町長に決まっているわけですが、こういうのを囲っておいて全く不問にしてやっているというのは便宜ではないとおっしゃるんですか。

○議長(早坂伊佐雄君) 総務課長。

○総務課長(佐藤 敬君) 繰り返しのようになりますけれども、あくまで現地調査の段階でも、これまでもずっと一体として使われていたという状況の中で、一般通行的なものもなかったというような状況の中でしたので、そこについて問題ないのではないかと考えたということでありまして、便宜を図る、そういった意図については全くなかったものと思っております。以上です。

○議長(早坂伊佐雄君) 三浦 進君。

○4番(三浦 進君) 次にいきますが、申請書様式が公共用財産占用許可申請書、これは加美町管理条例には道路占用許可申請書で申請すべきであったというのは、さっきまで申し上げておきました。これはこれでいいでしょう、間違っても。しかし、この許可申請書というのは公的な証にされるわけです。しかも、使用料が発生する金銭的な状況も発生するんですが、この申請書欄に代表取締役の氏名が記載されていない、代表取締役印も押されていない、さらに会社の認印と担当者の連絡先ですか、これを町は正式な申請と認めたのは大変不適當であると思いますが、どうでしょうか。

○議長(早坂伊佐雄君) 総務課長。

○総務課長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

申請書の中に代表取締役の記載がないということで、不適當ではないかというお話でございます。こちらの申請書につきましては、今回法人でございましたのでそのような形で受け付けしたのではないかと考えております。代表取締役氏名が入ればもっとなおよかったのかなとは思っております。

以上です。

○議長(早坂伊佐雄君) 三浦 進君。

○4番(三浦 進君) 総務課長、なおよかったという話ですが、こういう事例ありますか。

○議長(早坂伊佐雄君) 総務課長。

○総務課長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

法人の場合についてでございますが、最近としては余り事例がないところではございますが、

先ほど申しました、なお代表取締役の氏名があったほうがよかったのではないかとはおもっています。

議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 大変苦しい答弁のようです。

次に、その添付書類に土地面積計算の求積表が添付してあります。申請書に添付してあります。土地面積は専用業者が計算したのですか。また、この求積表は加美町が提供したのとは違いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

占用許可申請書に添付されております面積計算書につきましては、占用業者のほうで登記簿の公図等から参照しまして、申請者が作成して提出されたものでございます。

議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） これは面積計算が土地の価格を決めるわけですから、加美町で出すのが普通だと思うんです。そして、しかも登記簿に書かれている図面を計算するなんていうのはちょっと考えられないです。そういうことを申し上げておきたいと思います。

次に、この申請書には土地登記簿の要約書3筆分がつづられております。要約書の権利部には、昭和57年3月31日、農地法第74条の2規定による譲渡と明記されています。もう最初から明記されています。これを読んでおけば、9月13日に見つかった譲与通知書なんて一切関係ないんです、前にも申し上げましたけれども。そして、こういう農地法違反などという事態は起こらなかったはずなんです。町はしっかり調べることをしなかったと、または無視をした。重大な過失と考えますが、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今、お話ありましたように登記簿謄本には農地法第74条の2の規定による譲与ということが記載されております。この時点において、農地法についての考え方、その分については十分な確認が足りなかったのではないかとおもっております。ただ、過失というよりも、あくまで譲与を受けた中でそういった形で現在使われていたという部分においての判断であったのではないかとおもっております。

議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 今の第74条の2というのは、近隣地権者から何回も書いて町に出してい

ると伺っています。この時点ですぐわかるはずなのですが、これも無視されたという考えのようであります。

次に、申請書に添付書類ということで関係土地所有者の承諾書とか利害関係者の同意書というのを添付書類として出すはずなのですが、これ一切入っていないと。これも便宜を与えたということ、あるいは申請許可を性急に行ったのではないかという証拠ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

まず最初に、農地法の関係、農地法第74条の2の指摘につきましては、隣接する所有者の方からも条文等を示されてお話をいただいたところでございます。ただ、これも繰り返しになりますが、あくまで譲与通知書が見つかるまでは、譲与の目的として工場として利用するために譲与を受けたのではないかと考えていたというようなことでございましたので、そういったことで考えていたということです。それは結果として間違っていた、誤っていたというようなことでございまして、その辺については申しわけないと思っております。

また、申請書の添付書類として利害関係者の同意書等が添付されていないというお話でございます。添付書類としては、その他も含めて8項目記載されているところでございますが、場合によって全部を添付しないということもあるようでございます。この場合の利害関係者の同意についても、その段階でこれまでもずっと何十年と一体として使われてきている状況があったというようなことを判断して、そういった形でされたと聞いております。

また、性急であったのではないかということでございますが、担当者では6月ぐらいからお話を受けておまして、そういった形で書類を準備する期間等があったと聞いておりますし、特に便宜等を図るというような趣旨のもとで行われたものではないと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 性急に行ったという理由は、本来は事前の調整書といいますか、そういうのを出すようになっているんです。そして、公共物占用許可というのは大体二、三週間かかるのが普通だと物の本に書いています。ところが、そういう協議書というんですか、申請の前の協議書、そういうのをじゃあ協議書というのを出されましたか、6月から。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

そういった協議書等は、書類としてはございません。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 6月からやったのであれば、8月1日の申請までに随分時間あるわけですから、協議申請書があってさまざま協議するのが当たり前だと思います。これがないということですか。

次に、公共物管理条例でこれを資材置き場としたんですが、実は、NEDOというんですか、新エネルギー・産業技術総合開発機構のテストフィールドとして使われた、実験場として使われていた。すなわち、目的外に使用されていた。これをどのように説明されますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

議員おっしゃるとおり現地の看板にもありますが、NEDOの助成を受けてダンプトラックの自動走行に関する研究もその敷地の中で行われております。ただ、その研究については土地の所有者、工場の所有者であった大多分の土地を利用して実施しているものでありまして、公衆用道路そのものの部分としては、目的としては資材置き場と、そういった研究をするというようなことの2点が事業者としてはあったと思いますけれども、公衆用道路そのものについて、全体としては資材置き場として利用されているということで資材置き場としたものでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 今後、どういう方針かということについては、まだ正確には言えないようであります。そこで、町はことしの7月9日に近隣地権者に隣接の公衆用道路、孫沢字東沢156番を周辺の所有者の了解のもとに車両が通行できるように整備する考えがあると通知していましたが、その考えは今でも変わりありませんか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

この時点におきまして、代替道路と所有する場所に通れることということで、そういった形で南側の156番地の公衆用道路を代替的な形で整備して、そちらを通行可能な形でどうでしょうかというお話をさせていただきました。そのことについては、あくまで基本的には今お話をされている公衆用道路をまず通すのが先であるというお話をいただいているところでございますが、今後、今、占用許可している事業者がそこに残るのか、ほかの場所になるのかというこ

とで、まだ少し時間がかかっているようでございますが、その状況を待ちまして、その方向でした場合にどういう形になるかということにつきまして隣接する所有者の方々とお話をさせていただきたいと思っております、その際にそういった形でのご要望があれば、そういった点についても改めて確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） この孫沢、東沢の地番が152番、153番、154番、これが工場用地だと言っていたんです。ところが、156番、これはもう同じ地域内にあるんですが、これは工場用地じゃなくて公衆用道路だと言っているんです。これはもう全部公衆用道路じゃないんですか。これはすぐわかることです。それを公衆用道路と書いて、あっちを公衆用道路じゃない、こちらは公衆用道路。なぜ、私がここに、整備するということはなかなか今後難しい問題だと思います。だから、152番、153番、154番が公衆用道路じゃなくて156番が公衆用道路と、これはどうしてですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

地目については、今、お話しになっている3件、あと、そして今お話があった156番、そのほかについても公衆用道路ということになっておりますが、現状としての使われ方として、3筆については工場と一体とした形で使われて、道路の形状としても確認できないということで、そういったことで考えていたということでございまして、156番については道路の形状としては確認できるわけでございますが、今、草木が生い茂って現実としては通行できない状況ではあります。ただ、そこの道幅も少ない、幅が狭いというところもございまして、そこを工場の所有者の方々の協力を得て幅を広げて整備してはどうでしょうかということで提案させていただいたということでございまして、公衆用道路という状況の中で、現状というところをどう捉えたかということで変わったということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 156番周辺、近隣地権者の周辺に。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進議員に申し上げます。マイクに近づけて発言をお願いします。

○4番（三浦 進君） 156番の公衆用道路の周辺に大きな瓦れきがあるんです。これ掌握されていますか。



○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

東沢156番の近くということですか。156番の近くについて瓦れき等があるということは確認をしております。すみません。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） それでは、156番というのは地権者のずっととっておりますが、156番以外、153番、154番か、その辺にすなわち地権者が入るところに大きな瓦れきがある。これは掌握していないですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

地番で見ますと154番の公衆用道路の地目の部分と隣接する所有者の方々の間には、瓦れきではなくブロックといいますか擁壁があるということは承知しておりますが、瓦れきとかそういうものは確認していません。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） これも道路管理者あるいは土地の管理者としてしっかりとした対応が必要かなと思います。

次に、農林水産省から譲与された25筆、2万3,727平米、これは7,177.4坪です。極めて膨大な土地になります。これを測量にかけ、整地をし、もとに戻すとなると莫大な費用がかかるのではないかと。あるいは、今まで使っていた事業者との交渉によるかもしれませんが、これは非常に大変ではないかと思いますが、これの方針についても、今後の原状回復方針と並べてどのように考えているかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

昭和57年に、宮城県から譲与を受けた25筆ということがございました。合計2万3,000平米ということになります。こちらについては、まず1点、私が思っていることですが、どういった経緯で譲与自体を受けたのかというようなことがもうひとつわからないと思っております。譲与を受ける前は、今でいう法定外公共物ということで、昔でいう赤線という、道路が登記簿の中では赤い線で引かれていたということで赤線道路という道路敷のいわゆる国有地でございました。その部分が昭和57年の時点で農林水産省に地番を振った形で公衆用道路と

なりまして、それを宮崎町が譲与を受けたというようなことですので、引き続き道路として使用するという点については、何ら譲与を受けても受けなくても、目的とすれば余り変わらないのではないかなとちょっと、あくまで個人的な見解でそれを何も示すものはございませんが、そういったことがございますので、その譲与を受ける経緯、そこは書類も何もないのではっきりわかりません。ただ、あくまで結果として残っているのは、道路として譲与を受けたということですので、そういった部分について、ちょっと少しどういう目的だったのかなと、思っているところでございます。

あと、もう1点、公衆用道路につきましては25筆ありますが、現地状態として確認をしましたが、先日の全員協議会でもお話ししましたが、3つの中の工場の中にも敷地が入っているところ、公衆用道路が入っているところがございます。そのほかの公衆用道路については、形としては確認できますけれども、車が通れるかについては難しいところもかなりあります。町として、そういった譲与を受けた土地については、現時点で特に整備等ということは考えておりません。それ以外にも、法定外公共物ということで地方分権の中で、財務省から平成17年ぐらまでの間にかけて国有財産等の譲与を受けておりますが、そういった部分についても、ほかにも公衆用道路という部分とか、あとは無地番のそういった譲与を受けた土地がございまして、そういった部分について、現実問題として一つ一つ整備をしていくのはなかなか難しいのではないかと、思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） ただいま、法定外公衆用道路ですか、言われましたけれども、法定外というのは用悪水路だとか、あるいは地番が入っていない道路をいうんです。これはもうしっかり道路として入っているんじゃないですか。地番が入っている。あと、これを探すのは、埋められた後、その辺を掘ってみると下に杭なんかもう刺してあるんです。それを拾っただけでもできると思うんです。建設課長なんかよく知っているだろうと思っておりますけれども。

次に、町はもっと近隣地権者に寄り添った対応をすべきであったと思います。非常に冷たかった、文書が。そして、今、求めている自由な通行はいつになるかと。あるいは、これまでの町の対応は適切であったのかどうかをお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

繰り返しになりますが、9月に譲与通知書が発見されるまでについては、あくまで工場用地

として利用するために譲与を受けたのではないかと、あくまで推察でございましたが、そういったことでの考えでございました。それで、9月以降、町が主張していることが誤りであったということで、そこからについては町としても解決に向けて努力していきたいと思っているところでございます。

自由な通行がいつできるかということでございますが、今、占用許可している事業者にも早目に結論を出してほしいということで話をしておりますので、その動きを早く確認しまして、そこからスケジュール的なものを確認して、自由な通行確保を早く進めていきたいと思っております。

また、隣接する地権者の皆様にも、これまで一度も現地確認等してこなかったわけでございますので、現地を確認していただいて、こういった方向性のほうがいいのかご意見をいただきながら進めさせていきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 申請許可当時、総務課長が当事者であったかどうかについてはわかりません。大変酷な質問だったと思います。

最後に、加美町の対応は、結果として、公衆用道路に塀の囲いを行い資材置き場として認め道路を閉塞したのは往来妨害の罪に当たるとは思いますが、どのように考えるか、町長、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 全くそういった意図はございません。私ども、大変、当時の書類が全く残っていないものですから、この25筆、2万3,000平米が農地法第74条の2でもって譲与されたということ、ここのところが全く理解できないんです。その後、その条件を外すといったことも今の時点では書類として何も残っておりません。この土地についても、当然、工業用地として企業誘致したわけですから、隣接地権者との話し合いというのは、当然、これは行われて、隣接地権者の了解もいただいた上で工場用地として使用し、企業誘致もしたものだと思っています。ただ、そういったものも全く書類として残っていません。ですから、第74条の2のこの譲与通知書だけしかないんです。

でも、先ほど申し上げたように、これは国の法に基づいて知事が計画を策定して、そして県と協議の上で進めたことでありますので、さまざまな協議、そしてそれに基づく同意等々があって進められたものだと思っています。ですから、当然、そういった流れの中で担当者も判断したわけでございますので、決して、そういった三浦議員がおっしゃったような意図という

のは全く町としてはないということ、これをご理解いただきたいと思っています。

また、現に事業者が使用しておりますので、そして、そのことによって隣接する所有者の交通の妨げになっているということでもありますので、先ほど課長が申し上げたように現地を確認していただいて、そしてできるだけ早くこの問題を解決していけるようにとは考えているところでもあります。どうぞご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） やはり、こういう行政というものは法にかない、法律にしっかり適用し、理にかない、理屈に合って、さらには情けにかなうというスタイルが大変重要であると思います。

以上で終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、4番三浦 進君の一般質問は終了いたしました。

なお、議長から一言申し上げます。加美町も合併になりましたけれども、なお一層の適正文書管理をすべきと考えますので、執行部におかれましては、その点につきましても十分よろしくお願いを申し上げたいと思います。

暫時休憩いたします。午後0時30分まで休憩といたします。

午前11時30分 休憩

---

午後 0時30分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ再開いたします。

通告2番、17番三浦又英君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔17番 三浦又英君 登壇〕

○17番（三浦又英君） それでは、17番三浦が通告に従いまして一般質問させていただきます。複数の議員と質問内容が重なることがあると思いますけれども、ご承知いただきたいと思いません。

質問事項につきましては、町長2期目の公約の成果と新年度の予算方針であります。

町長は、平成31年8月27日で2期目の任期を迎えようとしています。町では、平成27年に第二次加美町笑顔幸福プランを策定し、重点プロジェクトである里山経済の確立、健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現に向け、これまで各事業に取り組んできたと思いますが、その成果と課題、加えて平成31年度の予算方針について伺います。

①これまで取り組んだ事業の成果と課題について。

②一般会計決算不認定について。

③平成31年度の予算方針について。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、三浦又英議員のご質問について、大きく3点お答えさせていただきます。

まず、これまで取り組んだ事業の成果と課題についてというご質問であります。

議員がおっしゃったように、里山経済の確立、健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現、これらを重点プロジェクトとして取り組んできております。また、この重点プロジェクトの実現を加速させるために地方創生にも取り組んでまいったところでございます。いわゆるイカノエ戦略というものに取り組んでまいりました。一つ一つご報告させていただきます。

まずは、イカノエのイの部分、移住・定住の促進についてでありますけれども、平成27年の4月に「企業立地推進室」の名称を「ひと・しごと支援室」と改めまして、企業誘致支援、雇用創出のほか、移住・定住事業、地域おこし協力隊の取り組みなども行なってきたところでございます。そのように移住・定住に係る専用の窓口を開設したということ、そして首都圏での移住・定住セミナーも開催してまいったということ、そして新婚・子育て世帯向けの宅地分譲も行ったということ、そして加美町ファミリー住ま居る住宅補助金制度を創出し、地域おこし協力隊事業も拡大していったという取り組みをしてまいりました。

これらの取り組みによりまして、平成27年度から平成30年11月26日までに、町の相談窓口や移住セミナーにおいて270人から相談を受け、うち19名が移住してまいりました。また、子育て世帯向けの宅地分譲や住ま居る住宅補助金を活用して移住してきた方々が84名おります。103名の方々がこの制度によりまして移住してまいりました。また、旧上多田川小学校跡地に誘致しました国立音楽院宮城キャンパスでありますけれども、学生及び講師の方が20名、住民票を移されてお住まいです。住民票を移されていない方もおりますけれども、移されている方で20名おります。ですから、先ほどの103名プラス20名を加えますと123名の方が加美町に移り住んできております。

課題でありますけれども、ご指摘のあります国立音楽院入学者数につきましてはまだまだ実績との開きがございますので、学校訪問等を国立音楽院で行っておりますけれども、町としても同行し町のPRを行いながら、入学者の増加、ひいてはそれが移住につながるわけでありま

すので、取り組んでまいりたいと思っっているところがございます。いずれにいたしましても、さまざまな支援策を積極的に推進しまして地域コミュニティや地域経済を下支えする人材の移住・定住に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光の振興についてでございます。

地方創生推進交付金等を活用しましてアウトドアランド形成事業を推進してまいりました。国道347号線の通年通行にあわせましてモンベルフレンドタウンに登録し、国道347号線を基軸としたジャパンエコトラックにも認定していただきました。また、そのルートを活用したツール・ド・347、シートゥーサミットなどのイベントも開催し、本町のアウトドアの取り組みを全国にアピールすることができたと考えております。

また、国の地方創生拠点整備事業を活用した県内初の公設の屋内ボルダリング施設、そして未就学児用のランニングバイクの専用コースの整備、自転車、カヌー、スノーシューなどのレンタル事業も始めまして、県内外から観光客の増加につなげてまいりました。レンタル事業におきましては、開始年度は期待された数値に届きませんでした。2年目以降、自転車においてはレンタル場所の見直しなど改善を行いまして、平成30年11月末現在で自転車については169件、カヤックにおいては59件と、レンタル件数が伸びてきております。

また、イベントの開催を行ったところ、シートゥーサミットについては123名、ツール・ド・347については366名のエントリーがありました。多くのボランティアの皆さん方にもご協力いただき開催できたことに感謝を申し上げたいと思っております。また、振興公社など各団体においても独自にアウトドアの企画をし、実施していただき、加美町のアウトドアのPRにご協力をいただいているところでございます。

ボルダリング施設におきましては、ことしの4月開館から11月末まで5,824名の利用があります。当初予定をかなり上回っていると聞いております。

また、ランニングバイク専用コースで開催しましたイベントにおきましては、北海道から沖縄まで全国から321名の参加者と1,000名を超すご家族にお集まりいただきまして、盛大に大会を開催することができました。当日は温泉、レストランも大変にぎわったと聞いておりますので経済効果があったものと認識しております。

平成31年度、地方創生事業3年目を迎えますけれども、アウトドア事業を継続させていただき、2年間で積み上げた経験、ノウハウ、こういったものを生かしながらさらなる交流人口の増加に努める所存であります。また、町のイベントのあり方についてはさまざまなご意見をいただいておりますので、こういったイベントの見直しなども含めまして観光振興に努めてまい

りたいと考えております。

農家所得の向上についてでございます。

平成27年度より薬用植物栽培に取り組んできております。平成28年度は、面積を10アールに拡大して栽培を行い、あわせて製薬会社との試験栽培契約を取り交わして試験栽培を行ったところであります。今年度は、製薬会社より栽培技術の指導を受け、2種類、ムラサキに加えてトウキの薬用植物の栽培にも取り組み、栽培面積も40アールまで拡大することができました。大変大きな効果だと思っております。

今後の課題といたしましては、薬用植物の安定した栽培の確立を図る上で、栽培マニュアルの作成が必要であると考えております。さらには、薬用植物の栽培、特に負担となるのは除草でございますので、除草に適応する機械の導入などにより省力化を図ることが必要だと考えております。また、栽培に取り組む農家数をふやし栽培面積を拡大しながら、薬用植物の産地化に向けて加速させたいと考えております。

また、農家所得につきましては、6次産業化助成交付金も平成29年度に創設し支援させていただいているところでございます。新商品開発等支援事業でありますチャレンジ50での助成は、平成29年度の実績でありますけれども、チャレンジ50での助成は1件で8万7,000円でありました。施設整備等支援事業でありますチャレンジ200での助成は、平成29年度3件で140万4,000円となっております。今年度11月末現在であります。チャレンジ200での申請が3件で589万5,000円となっております。6次産業化によりまして加美町産の農林産物の付加価値を高め、農家所得の向上につなげていきたいと考えております。

4つ目のイカノエのエに当たりますエネルギー自給率の向上についてでございます。

地域新電力事業は、エネルギーと経済の地産地消、電気料金を削減、利益のまちづくり事業への活用を目的に取り組んでおります。ことしの8月1日から、庁舎も含めて32の公共施設において取次供給という手法を用いて電力供給が始まりました。また、平成30年10月30日には小売電気事業者として登録され、12月より株式会社かみでん里山公社からの直接供給が始まっております。

ゆ〜らんどへの薪ボイラー導入事業についてでございます。町内の森林資源とお金の循環、燃料費の削減、化石燃料使用量や二酸化炭素排出量の削減を図るものでございまして、今年度導入調査、機種選定を行い、来年度実施設計を行う予定であります。あわせて、薪の生産供給体制について宮城県と株式会社三菱総合研究所の支援をいただきながら検討を進めてまいります。

一方、バイオガス事業については、ご説明しましたように現在は実証事業、そして施設整備を休止しております。宮城県では、下水汚泥、食品残渣などを用いた宮城循環型環境資源エネルギー高度利用モデルの導入に向け検討を始めていると聞いております。まだ具体的な事業内容は示されておりませんが、処理コストや採算性を考慮し、既存の下水処理場にメタン発酵施設、発電施設を併設し、広域的に利用することを想定しているものであります。今後の県の動向も踏まえながらバイオガス化事業の実施に向け検討してまいりたいと考えております。

以上のイカノエ戦略につきましては、議員の皆様方に予算をお認めいただきまして、職員が一丸となって取り組んだおかげであります。心から感謝を申し上げたいと思います。

また、今、申し上げた里山経済の確立に加えまして、健幸社会の実現につきましては、生活習慣病予防対策の充実に取り組んでまいりました。望ましい食生活や日常生活での運動推進を図るため、各種健診、事後指導の充実、健康教室や講演会、健康相談などに力を入れて実施してきたところでございます。

各行政区で実施しております健康教室には、平成29年度で1,450人と多くの方々にご参加いただきました。男性の参加がふえていることは大変喜ばしいことでございます。

また、特定健診終了後の事後指導として実施しております特定保健指導は、個人への細やかな支援により実施率が50%でありまして、県内で高いほうから4位ということで保健師さんたちの努力が実ってきていると考えています。

また、健康習慣を楽しく身につけるための元気わくわくポイントの事業も年々参加者がふえておりまして、平成29年度は1,268名の方に参加していただき、健康意識の向上につながっているものと考えております。

さらに、昨年度から製作に取り組んできました加美町元気わくわく体操が完成いたしましたので、さまざまな場面で普及活動に努めているところでございます。子どもたちから大人、年配の方まで幅広い世代の方々に好評いただいているところでございます。

また、音楽療法を取り入れました介護事業につきましては、国立音楽院の協力あるいは町内の介護保険事業所の協力をいただきまして、元気応援講座として各地区のミニデイに出向いて楽器演奏、歌唱、リズム体操などを実施しているところでございます。

また、歌声喫茶かみ〜ごも1会場5回シリーズで住民バスセンター、中新田福祉センター、小野田福祉センター、宮崎公民館において実施しております。毎回、毎年楽しみにしている方々もいるようであります。外出、社会参加の機会をふやすという狙いで行っているところではありますが、参加者の固定化ということもありますので、今後はより地域に浸透させていくた



めに取り組んでいかなきゃならないと考えております。

また、持ち家のないひとり暮らしのお年寄り向けのシルバーハウジング、高齢者向けの住宅が小野田地区に8戸、宮崎地区に4戸整備したところでございます。小野田地区は全て入っておりますが、宮崎地区については4戸のうちまだ1戸ということで、3戸については広報紙等で働きかけて入居者を募集しているところでございます。

今後の課題といたしましては、近年ふえております糖尿病の重症化予防対策として慢性肝臓病による人工透析を予防していくための事業を強化して、医療費の削減や町民の健康寿命の延伸につないでいくと、こういったところが今後の課題と考えておりますので全庁挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

大きな3つ目として、子ども・子育て応援社会の実現についてでございます。

平成26年4月1日から、子ども医療費の助成対象年齢を18歳到達後、最初の3月31日までに拡大しております。県内でも大分早い段階でこれを実施しているところであります。

また、子育て応援出産祝い金の支給なども行ってきているところでございます。

また、学童保育につきましては、各地域に放課後児童クラブ、放課後子ども教室を設置しているところでございます。

また、平成27年4月、子ども・子育て新制度の施行により、公立の保育所、幼稚園、認定こども園に加え、私立の認定こども園や小規模保育所が整備されることになり、私立幼稚園も含めた官民一体となった地域で安心して子育てできる環境整備に努めているところでございます。特にゼロ歳から2歳児の低年齢児における待機児童の解消を目的としまして、平成31年度から3つ目の小規模保育所が開設されることになっております。

課題としましては、やはり保育士とか放課後児童クラブにおける支援員等の有資格者の人材確保、これが挙げられると思います。

また、いじめ問題については、平成28年度からスクールソーシャルワーカーを配置しまして、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでおります。

また、深刻な状況が続く不登校問題に関しましては、今年度より加美町子どもの心のケアハウスを開設し、不登校児童生徒の登校へ向けた支援体制を整備したところであります。小学生1人、中学生2人がこのケアハウスを開設したことにより学校復帰を果たしております。

続きまして、大きな2点目の一般会計決算不認定についてのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

9月の定例会における決算審査につきましては、常任委員会単位に日程を区切り、課長ほか

担当職員が説明員となり詳細に審議をしていただきました。決算審査特別委員会からは、音楽のまちづくりやアウトドア事業などの政策に関し、大変厳しいご意見、ご指摘を賜りましたことを真摯に受けとめております。結果としまして、昨年度に引き続き平成29年度一般会計決算が不認定となりましたことについては、町民の皆様方にご心配をおかけし大変申しわけないと思っております。

事業の執行に当たりましては、庁内で十分に検討を重ねることはもとより、議会に対しましても説明責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えておりますのでご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

平成31年度の予算方針についてというご質問にお答えさせていただきます。

新年度の予算編成方針につきましては、町の財務規則に基づき、11月9日付で企画財政課長命により各所属長に対し通知しており、現在、その方針に基づいて予算編成作業を行っているところであります。

まちづくりを支える本町の財政につきましては、普通交付税の合併特例措置の段階的縮減が今年度で終了するため、一般財源がさらに減少する見通しであります。歳出面では、社会保障費の増加や公共施設の修繕、インフラの長寿命化など課題が山積し厳しい状況が続いております。そのような状況におきましても、町が進むべき方向をしっかりと見定め、第二次加美町総合計画に掲げる善意と資源とお金が循環する人と自然にやさしいまちづくりに向け、実施計画に盛り込んだ施策を着実に前進させていくことが必要であります。そのためには、持続可能な財政基盤を確立することが重要であると考えております。歳入の減少に対応し、事業の重点化、徹底したコスト削減、公共施設のマネジメントなどにより予算規模を圧縮していく必要があります。また、歳出の縮小だけでなく歳入の確保に取り組むことも重要であります。これらを踏まえ、予算編成に盛り込んだ4点について申し上げます。

まず1点目は、一般会計の予算規模を129億円に設定しております。

2点目、ゼロベースによる編成でございます。ゼロベースはいわゆる積み上げ方式でございます。歳入歳出全般にわたり聖域のない徹底した見直しを図り、政策効果の乏しい歳出は効果の高い歳出に転換するなど、事業の重点化により質の改善を図ってまいりたいと考えています。

3点目、公共施設及びインフラの計画管理です。公共施設等総合計画に基づく個別計画の策定を進めているところでありますが、個別計画が今後の施設マネジメントの鍵を握ります。予算編成方針にも公共施設管理の全体方針を盛り込み、予算編成過程から施設マネジメントの重要性を共有したいと考えております。

4点目は重点施策の展開であります。昨年度に引き続き人口減少対策を最重要課題と捉え、第二次加美町総合計画における重点プロジェクト、里山経済の確立、健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現に向け、各種施策を予算に反映してまいりたいと考えております。

大変厳しい予算編成になると思いますけれども、今後の人口減少、少子高齢化が財政運営に及ぼす影響を考えると、第二次加美町総合計画が後半に突入する来年度以降の施策の展開、それを支える財政基盤の確保が極めて重要であると考えております。

また、今年度の一般会計予算につきましては、一部修正という形でお認めいただきましたので、このことを教訓に、政策事業の予算計上に当たりましては十分に検証し、議会へ説明責任を果たし、合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位並び皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、大きく3点についてお答えさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 町長から詳細にわたりまして、3件にわたりましてご回答いただきました。その中で、移住・定住対策の関係について、促進対策ですか、についてのちょっと細かい質問をさせていただきますが、先ほどの町長が123人の方が移住されているというお話をいただきました。それに関して、その中に20人等の国立音楽院の関係についてお話をさせていただきますが、先ほど町長に不認定に関する今後の改善内容についてお話をいただきました。その中に、来年度の入学数、それに伴っての全生徒数、さらには目標とする生徒の数、あと国立音楽院の周知活動の協力について述べられましたが、これに関しまして、国立音楽院から来年度の入学生の募集の実施計画及び運営方針について町に示された上でこの数字が出てきたのか、その辺についてまずお伺いします。

もう1点は、上多田川地区の協力により給食の提供も検討されているというお話をいただきました。これは既に地元の方々と協議された内容を音楽院から報告を受けての改善策なのか、それもあわせて2点お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

まず、入学者数の関係でお話ございました。これは今回改めて提出されたというものではなくて、以前に平成29年2月の段階で議員の皆様にも長期的、独占的使用の議決をいただく際に使った資料でもって、向こうの目標とする生徒数が一応57人という形で示されてございます。今現在、ことしの入学者数につきましては23名が願書を出していると。24名だったんですが、

1人ちょっと辞退されたということもありまして、現在23名と。ただ、問い合わせも大分来ているというようなこともございまして、学校側では今年度30人前後にはなるんじゃないかという見通しでございます。

それから、上多田川の給食の関係で先ほど報告書に記載させていただきました。以前から厨房施設、いわゆる備品関係につきましては稼働状況が思わしくないのではないかというご指摘をいただいております、その旨を学校側にも伝えておりました。そこで、学校側ではやはり給食が必要だということもございまして、地元の方の協力をいただきまして来年度から昼食を給食という、いろいろなメニューをそろえるのではなくて1種類、例えば、カレーライスだったらその1種類を月曜日はカレーライスですよ、火曜日は定食ですよという形で、そういった形で給食を提供したいということで、地元の方の協力も既にいただいているという状況でございます。10月の末には、試食会も開催しているという状況でございます。ただ、やはりコスト面等々でいろいろ検討しなければならないようなこともお聞きしてございますが、来年度からはそういった形で提供を開始したいというようなお話をいただいております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） そうしますと、先ほどの早坂忠幸議員は数字についていろいろ質問されたようでございますが、この数字は確たるもので、音楽院がこの方針、目標に向かって平成31年は向かうということでも正しい数字ということで、正しいというのは失礼かもしれない、目標に向かった数字ということで理解していいですよ。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

この数字につきましては、国立音楽院から提出されたものでございまして、それに向かっていろいろPRすると、募集をかけていくという数字になろうかと思えます。ただ、結果として目標数値まで結びつくかということは、ちょっとこれは判断しかねると。ただ、この目標数値に向かって学校では努力していくという目安といいますか、目標の数値と捉えてよろしいかと思っております。

それに向けまして、国立音楽院でもやはり施設のPRといいますか認知がされていないという点がございまして、インターネットの募集をやっているわけですけれども、それらの工夫、アイデアをちょっと検討するという、それから東北一円の高校、今、学校訪問をやってございますけれども、それらを効率的に、あとは重点的に学校訪問したいと。それに対して職員

も同行するわけですがけれども、そのようなことをやっていきたいと。

ただ、ことしですか、秋田県の高校に行きまして学校の説明あるいは町の支援制度についてご説明を申し上げたところ、もう既に国立音楽院に視察に来られたということも伺ってございます。といいますのは、その学校が岩手県のマーチングバンドの常連校だと、それで東北大会の常連校だということで、仙台で大会があると。今までは大崎市に宿泊していたそうでございますけれども、大会当日の午前中の練習場所がなくてかなり苦労していた。そこで、うちの職員から交流センターを紹介いたし、練習場所につきましては国立音楽院の隣接する体育館等々も使って練習してはどうですかということをお話ししましたところ、視察に訪れた。来年度から加美町で合宿をしたいと、こういったことで町のPR、そして施設のPRにもつながっているのかなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 課長が答弁したとおり、国立音楽院と町が一体となって目標数値に届くよう一層の努力をお願いしたいと思います。これについては終わりました、ちょっと次の件について角度を変えまして質問させていただきます。

町長が移住・定住で汗をかいてまちづくりを進めているんですが、居住に関することなんですが、職員にお叱りを受けると思うんですが、ご理解いただきます。というのは、まず町外から通勤している職員数の数を教えてください。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

平成30年度4月1日現在でございますが、正規職員が280名でございます。そのうち町外に居住している方については58名という状況になっております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 58人の方が町外にお住みだということで、遠くから出勤されまして大変ご苦労さまでございます。

そして、近年、町外にお住まいの方も加美町を意欲的に受験されまして、町の職員としてまちづくりに努めていることは重々承知であります。しいていえば、職員服務規程に、職員は市内に居住しなければならない。ただし、市外居住許可申請書を提出して許可を受けたときはこの限りでないという基本的な決まりを規定しているところがあります。本町の職員服務規程に

はその決まりはございません。そういうところ、職員の採用時に町内居住の意思を確認しておりますか。まず、お聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

職員の居住地ということでございますが、採用試験において、現在においてはいろいろな住所を要件としたりそういったことで規制をするようなことはもうできないという状況になってございます。ですので、募集要件の中では一切そういった加美町に住まなければならないとかそういうことはできないということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。ただ、最近、遠くから応募される方もいらっしゃいますので、面接等においては、もし合格した場合、どのようにするつもりですか的なことのご質問というのはあつたりもしているようでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 面接の採用時点でそういうお話をされたということで、町外の方が採用時点において、町にお住まいの方というのは何人くらいおられますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほど、58人町外にいるということのご説明をさせていただきましたが、そのうち大崎市が41名ということになっております。今、お話ししましたように遠くの、例えば、仙台市とかそちらが住所地の方については、採用になった時点では町内にお住まいを移動されていると聞いております。何人かはあれですけども。すみませんが。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 憲法に居住の自由が規定されております。職員に町内居住をするのは憲法の趣旨からなかなか難しいと思うんですが、それも重々承知であります。災害時の緊急対応や、あと地域活動に積極的に参加しまして町民の声を聞いて直に感じることも大事じゃないかと私は思っています。でも、最近、各集落を見てもなかなか役員のなり手が少ないんです。そういうことからしても、今、お話をさせてもらっているんですが、町外流出に歯どめをかけました市町からは、移住促進に職員一丸となって私はやっていると思っているんです。それで、先ほど町長が平成31年度の予算編成の最重要課題の人口減少対策ということも示されていますよね。そんな感じでいろいろな事情があると思いますが、町長、職員の町内居住につい

て所見をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も町外に住んでいる職員に対して、いるところを聞くことがあります。なかなか既に家を建てているとか、あるいは養子に入ったとか、あるいは奥様のお仕事の関係でどうしても中間地点に住まないといけないとかさまざまな理由で、ご本人は加美町に住みたいという思いがあっても、奥様などとの関係もあってなかなかかなわないという職員もいるようであります。私も、それとなく声がけなどはしているところでございます。そういった事情も酌み取っていただければと思います。よろしくお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 職員の採用につきまして、毎年4月1日採用時、以前は年度途中で社会経験をされた方も採用していることを伺っているんですが、私も3月の定例議会において関係人口について質問させていただきました。ふるさとに帰りたいという思いの方、あとは何らかの形で町にかかわりたい方もいると思うんです。その辺についても採用の1つの選択指導という思いをしているんですが、その辺についての考えもお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

社会人経験のある方の採用というお話もいただきました。現在、毎年4月1日採用ということで職員採用試験を実施させていただいておりますが、現在の年齢の上限としては30から35歳程度を上限としているところでございます。ただ、先ほど議員からもお話ありましたように社会人経験の豊富な方が、例えば、UターンとかIターンとかをして戻ってきたときの職場的なことも含めて検討してはどうかということで、一応、今、社会人枠という形で採用している自治体があったので、そういったところをちょっと参考にしながら、加美町としても社会人経験豊富な方で加美町に戻ってきたい、あるいはそういったIターンをしたいという方も含めて、そういった雇用についてちょっと来年度の実施に向け検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） それでは、観光振興事業についてお伺いします。

町は、加美町振興公社と観光まちづくり協会などと連携しまして交流人口の拡大に努めていると思います。定例会の行政報告にも観光事業内容が詳細に記載されております。先ほど、町長も答弁いただきました。そこで、各事業への参加、来場者数はどうなのか。

あと、菓業が主に事業を展開しておりますので集客増があると思うんです。そうしますと相当の経済効果があると思います。といいますのは、平成29年度の公社の決算で2,400万円だと思ったんですが、赤でしたよね。その辺の解消策ともなるのかどうかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

ただいま議員からございました、まず1点目のさまざまな事業への参加者の増加についてでございますが、特にご指摘のとおり、菓業地区で開催しております自転車関係、ツール・ド・347、あるいはシートゥーサミット、あるいは先ほど町長の報告にもございましたが、ストライダーの大会等では非常に顕著な増加が数字として出ております。自転車のレンタルについてはなかなか伸びがないんですけれども、全般的に事業への参加は非常に効果が出ていると思います。

その集客増が公社の利益に結びついているのかというご指摘でございますが、公社、ご指摘のとおり平成29年度2,400万円の赤字ということでございますが、公社とも何度も協議しまして、まず赤字の原因は何なのかということで公社側の分析を確認しております。イベント等の交流人口については間違いなくふえているという認識を公社でも持っております。ただ、細かいところで見ますと、平成29年度については非常に自然災害、特に天候、猛暑であったり長雨であったり台風あるいは12月の大雪等で、そういったポイント的なところでの自然災害といえますか、そういったところからの利用者の減少というマイナスの面も平成29年度はございました。

全般的に、じゃあ総体的に交流人口は減っているのかといえば、平成30年度についてはまだこれからなんですけど、平成29年度については過去の積み上げで見えていきますと、これまでで公社の中では一番多い入館者数になっております。ですから、本来であれば多い交流人口、入館者数そのまま決算、売上にも当然反映すべきと思うんですが、なかなか細かいところで見ますと、例えば、来館者数はふえていても食堂部門のお客さんが減っているとか、あるいは宿泊者数が減っているとか、プラスの部分とマイナスの部分が非常にもう、うまくかみ合っているということじゃないんですが、いろいろ絡み合っていて、プラスの面、マイナスの面が結果的に2,400万円という決算で赤字が出たのかなと思っております。

なお、公社では、とにかくこの数値については来年度以降改善していきたいということで、この後の指定管理の予算の関係もございまして、ぜひ改善していきたいということでかたい決意を持って臨みたいということでおっしゃっておりますのでよろしくお願いたします。



○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 私、平成29年度の2,400万円の赤字の解消策ということで相当期待をしていたわけですが、課長よりもうちょっと何か静かなお話をいただきましたので、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

先ほどのシートゥーサミットなりストライダーエンジョイカップの関係でございますが、この大会を運営するに当たりまして、多分、大会の負担金が予算化されていると思うんですが、それと合わせまして参加料の額、それはどこに納めているのか。この2つの事業の主催者はどこなのか。また、町と観光協会の事業へのかかわりと役割についてお話しください。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

まず、第1点目の大会への参加費でございますが、シートゥーサミットそれからあとストライダーと2つ大きな大会がございましたが、シートゥーサミットにつきましては、モンベルが実行委員会を組織しまして開催しておりまして、こちらに委託料ということで324万円拠出しております。また、ストライダーエンジョイカップにつきましては、ギャラップという主催者がストライダーエンジョイカップ事務局を組織しまして、そちらに委託料ということで150万円拠出してしております。それぞれ参加費につきましては、参加者の方がモンベルあるいはギャラップに支出するという形になっておりますが、町、協会については、大会運営の全般について協力するというので全面的に協力させていただいております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 大会全般について協力するということですが、こういう2つの事業につきましては、それぞれの事業家が運営しまして、そこに拠出しているということになりますと、町長が言うお金が循環すると、先ほど課長が言うように事業を展開してもなかなか公社に利益として結びつかないんじゃないかという思いで私は受けとめたんですがね。そうしますと、本当に経済効果があるんでしょうかという疑問を持ちますよね。そして、先ほど言った大会事業の運営の仕組みをお聞きしました。そういうことからしまして、この事業は今後とも継続されて、さらに経済効果を上げる工夫をされるのかお聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

先ほど、1つ重要なことをちょっとコメントし忘れたんですが、それぞれの拠出金につま

しては推進交付金をいただいております、これは今年度もですし来年度31年度も今年度同様ということでございますので、満額が町からの持ち出しということではございません。

それから、先ほどの公社のいわゆる決算にもちょっと絡んではくるんですが、大きな大会、例えば、シートゥーサミットあるいはツール・ド・347、エンジョイカップといった大会の前後に、薬葉の施設はどのぐらい利用されているかということで人数を調べておりますが、間違いなく利用者数はふえております。ただ、残念ながら全体の収益までは出てはいないんですが、でも、これはまたことし、来年とやってみてさらに比較ができてくると思いますので、この大会がどういった形で収入をもたらしているのかというのはもう少し明らかにさせるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 次も角度を変えて質問させていただきます。

バイオガス事業の関係でございますが、町財政負担が大きいことから実証事業と施設整備は休止している旨の報告を受けました。今後、実効性の高い事業モデルを参考に実施に向け検討していきたいという町長の考えのようですが、町長、本当に本当なんですか。町民の幸せを第一に考えれば、6,000万円の赤字財政ということで先ほどいただきましたよね。俺は、町長、これは本当ですかというのが私の本当の気持ちなんです。ですから、これに関して町長や職員は相当のエネルギーを費やしていますよね。その辺についての町長の考えをお聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは時間がかかると思っています。ですから、財政負担がかなり圧縮されないとこれは実施できないと思っています。前にも話したような石川モデルというものも今スタートして、先般、職員も視察に行っていましたけれども、やはりこの新しい石川モデルから学べる所がかなりあるとも聞いております。ですから、さまざまなやはり技術革新、これは日進月歩でありますので、現時点ではなかなかその六千数百万円という単年度の財政負担の部分を解決できないわけでありましてけれども、私は必ずやこの日進月歩、さまざまな技術が発達していくことによって町の負担を圧縮し、実現可能なモデルは実現できるだろうと思っています。

ですから、検討するといいますのは、来年度から検討するというのではなく、常時そういった情報収集、研究、こういったことを行っていき、それから先ほど申し上げた県の取り組みですね。県としても、これは汚泥を使い、今年度は汚泥と食品残渣と考えているようでありま

すけれども、これを使って採算性のとれるモデルをつくり水平展開していきたいという考えのようでございます。町としても、もともとは汚泥も原料として使うという想定でこの事業が始まったわけでありましたが、途中からなかなか汚泥の利用が難しいということで汚泥を外し、家畜糞尿、食品残渣、生ごみという原料でメタンガス化事業を進めようとなってきたところありますけれども、やはり最後のところ、この六千数百万円の負担、一方では汚泥の処理に約4,000万円、実際町が支出しているということ。やっぱり、この汚泥も使った形でのモデルというものが必要なのではないだろうかと認識しておりますし、そういったモデルというのは必ずや技術革新によって採算のとれるようなプラント施設というものができるとは思っております。今の時点でそれがいつかということが申し上げませんが、やはりそういったさまざまな新しい技術等についてアンテナを高くして職員も情報収集し、将来に向けて備えていくと。そして、これまで得た知見というものを生かしていけるようにと考えているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 人口がどんどん減少している中において、この事業が単独でやれる編成、私、疑問視なんです。思っています。それで町長、再考はないんですか。バイオガス事業に対しての再考はないんでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり、人口はもちろん減っていきますが、加美町は多くの畜産農家もございます。畜産の糞尿というものは大変な処理問題があります。今の土づくりセンターもさまざまな問題を抱えております。ですから、まず家畜糞尿というものをどう処理していくかという、こういった大きな課題が私はあると思っています。

それから、全体を占める生ごみの量というのはそう多くはないんですけれども、当然、食品残渣というものも大量に出ているわけです。加美町では食品加工メーカーさんの工場も多く抱えておりますので、こういったものをやっぱり資源にしていくということ、こういった取り組みは本来、どこの町であろうと必要なことだろうと思っています。

また、もう一つ加えるならば、やはり加美町の農業を考えたときに循環型の農業というものに取り組んでいく、そして付加価値を高めていくということが必要だろうと思っていますので、メタンガス化の過程でできる液肥、あるいは石川モデルは固形の肥料にしているようございますけれども、いずれにしても出たものを肥料にして農地に還元し、循環型農業を進めていく

ということも私は大事だろうと思っています。

ですから、そのような姿というものを今あきらめるということではなく、そういった姿を実現するためにやはり調査研究というものは、これは継続してやっていくべきではないかと思っています。ただ、現実的にすぐこの事業がスタートできるということではありませんので、実現可能性の高い薪ボイラーの設置等に取り組んでいくということが、優先順位としては大事なことだろうと思って、今、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 先ほど、循環型の農業の振興ということでお話ありましたが、それに関して質問させていただきます。

農家所得の向上ということで、薬用植物栽培を進めて、米、畜産に次いで3本の柱として薬用植物栽培を進めていくんだというお話がされました。そして、公約に掲げて進めているんですが、実態については行政報告でも出ておりますが、先ほど面積については40アールとか、あと契約額はちょっと定かではないんですが、後でお話をいただきます。そうしますと、乾燥ということでバイオガス事業関係でその事業を組み入れて、そこで乾燥施設で乾燥して納品するというのを私たちは説明を受けたという思いがしているんですが、その辺の環境含めて今後の栽培計画となりますと、研究会を今、立ち上げやっているんですが、新たな面積拡大、さらには栽培する方々がふえるとなりますと、組織の改編をしなくちゃならないと思うんです。その辺の考え方ということでひとつお聞かせください。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

薬草についてでございますが、まず面積的には説明申し上げましたとおり40アール、うち20アールがムラサキ、残りの20アールがトウキという形になってございます。当然、納品する際には含水率10%以下という条件がございますので、今、研究会に乾燥施設はございませんので、ことしに限っては、鳴瀬にございます加工センターの現在使われていない乾燥施設を利用させていただいて、ことしは乾燥する予定でございます。

来年度からにつきましては、いろいろ設備投資がなかなか難しいので、旧宮崎地区で乾燥シイタケとかやっていたので、その辺の使わなくなった乾燥機を譲っていただくか、お借りするかという形でコストを下げていきたいという考えでございます。

町長の公約の3本目の柱になり得るかどうかは今の段階では何とも言えませんが、ちなみに

ことしの収量がムラサキは20アールで生重量で90キログラム、あした、あさつてに乾燥するんですが、恐らく3分の1程度だろうという予想がなされています。その30キログラムを納品という形。ただ、ムラサキにつきましては製薬会社との試験栽培の契約栽培でございますので、要は納品量に関係なく12万円という形で製薬会社から来ますので大丈夫かなと。トウキにつきましては、最大300キログラムまで買い取りします。単価についてはキログラム1,000円という契約を結ばせていただいております。収量的には、ことしについては苗がそれほど思わしくなくて、本来300キログラムとる予定だったんですが、実際には20アールで30キログラムという収量になりました。それも乾燥すれば3分の1程度であれば納品量については10キログラムがいいところかなと考えてございます。

今、組合員、薬草研究会、5つの団体と15名の個人会員さんがおられます。まだ試験段階でございますので、今のところ、国の補助事業で約260万円ほどいただいております。町で40万円と、先ほどお話しした製薬会社から12万円というような形で予算を組ませていただきます。当初計画のその5年でめどをつける5年目が平成31年度になりますので、マニュアルの作成等で今後の栽培計画を立てていきたいなど。今は研究会なんですけど、町としましては研究会じゃなくて栽培組合のような組織に育成していきたいと。

前はムラサキの原料についてはほぼ全量中国から輸入されていたと。最近の中国の健康志向等で思っているほど輸入量がふえないということで、製薬会社で国内の生産ということで、今現在、加美町でやっているわけなんですけど、いずれ栽培組合として存続させるためにはまず収入がないとできませんので、当然、組織の人数もふやす、栽培する面積もふやすという方向でいくべきなんだろうと。ただ、今、この時点で平成31年度に1町歩つくりますとか平成33年度で5町歩までふやしますということは、今の段階では言えないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） この事業は町長の肝いり事業ですので、なお一層努力をお願いしたいと思います。

次に移ります。

一般会計決算不認定の関係でございますが、先ほど町長から不認定に係る報告を受けました。これに関しまして、平成29年に地方自治法の一部改正がありまして、平成30年4月から施行されておりますよね。その条文を読み上げますと、「普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措

置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」とされました。先ほどの決算の不認定は重いと町長はお話いただきました。否決は重いということは、重い決定なんです、これ。ですから、私は政策的な観点からも不認定の要素があるのではないかという思いはしています。当然ながら、私たちも議決責任があるんです。あと執行部側、我々にも町民に対しての説明責任もあるわけです。その辺についての町長のご所見をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほどの平成31年度の予算編成方針のところでも示しましたが、やはり事業の見直しというのは当然これ必要になってくるだろうと思っています。ただし、第2期の加美町の総合計画の中でうたっております里山経済の確立、そして子ども・子育て応援社会の実現、健幸社会の実現と、この3つの重点プロジェクトについては、しっかりと実現するために取り組んでいく必要があるだろうと思っています。

特に里山経済の確立については、事業によってはもう既に成果がかなり出ているもの、まだ途上のもの、若干予定よりはおくれているものさまざま、これは当然あります。そのところをきちっと見きわめながら結果を出すべく努力をしていくということが必要だろうと思っていますし、事業等によっては見直しも必要だろうと思っています。例えば、イベントの開催については主体を変えるとか、あるいは場合によっては毎年開催のものを隔年開催にするとか、そういったことも当然これは検討していかなくちゃいだろうと思っています。また、統廃合というものもこれは当然考えていかなくちゃいだろうと思っています。そういったことを精査しながら平成31年度の予算編成を行うこととしておりますので、不認定という結果、まさに重く我々も受けとめまして、その反省を踏まえた上で平成31年度予算にも反映させていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 先ほど、工藤議員がタウンミーティングの関係についての質問をされましたが、否決の理由が、以前は財務会計上の不適切な処理が大半ということで、全国にも三十何がしの不認定の実数があるわけでありまして、今回の改正によりましていろいろな類いの関係が出てきた関係で、議会においてはそういうさっき説明した理由から不認定ということに相なったということなんです、細かいことをお話ししますと、10月の広報紙にも、ただし議会が決算を認定しない場合でも決算の効力に影響はありませんと記載されておりますよね。こ

れまで、特段の法的効果が生じないかもしれませんが、あえて自治法改正になったのは何かということ町長にももう少し理解していただいて、あえて不認定になった思いというのは、ただ単に、先ほど言った職員の不適正処理とか、あと財政団体関係も処理を誤ると、これについても不認定の要素を持ちますということもいろいろあるんです。

ですから、町長は工藤議員に対して、そういうことは申し上げておりませんという答弁いただきましたが、中新田地区においても同じような質問があったように聞いておりますので、それは後でお聞きしますけれども、今回の改正については専門家が述べておりますけれども、議会と町との関係が活性されることが期待されるんだということで改正されているわけです。その辺もお含みの上、いろいろと正面からお話なり受けると思いますので、その辺を心に置いていただくと大変ありがたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、職員が全力を挙げて職務に私は専念していると思うんです。それで、今回不認定ということで職員の仕事の要求は変わりませんよね。その辺、町長、お伺ひします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も大変職員には感謝をしているところでございます。平成29年度の決算認定、不認定であります。私はどちらの立場をとられた議員さんも頑張ってきちっと成果を上げなさいというご指摘、あるいはある意味でも励ましと捉えておりますので、皆さん方の思いは同じだと思っておりますので、職員も不認定になったからといって決して委縮しているわけではなく、むしろ議員の皆さん方にきちんとご理解できるように成果を出していきたいという思いで一丸となって取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） それでは、平成31年度の予算関係について質問をさせていただきます。

先ほど、町長が額的には129億円というお話がされたと思うんですが、それについて議会が11月5日に要望書を13項目にわたりまして提出しておりますよね。それについて、町はどう受けとめまして、どう予算に組み入れていただけるのか。その辺についてお伺ひします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今、お話ありましたように、議会からそれぞれの常任委員会等でのご意見を踏まえた形で町長に対して平成31年度予算についての要望というようなことでいただきました。町としましては、これまでの議会の審議の中、あるいはそれぞれの担当課からの聞き取りの中でまとめられ

たものでございますし大変重いと考えておりまして、予算編成方針が示された後の翌日ぐらいでございますが、関係各課全所属長に対し、議会からこういう形で要望が来ていますので平成31年度の予算編成に当たっては議会からのご意見を十分尊重して予算の要求に臨んでほしいということで周知しております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 平成31年の新年度予算をご期待申し上げます。

あと、先ほどタウンミーティングのお話をさせていただきましたが、3カ所でやっていますよね。それで、どんな意見が出されたのか、それも意見も含めて新年度予算にどう反映されるのか、お聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

11月25日、それから11月30日、12月1日と町内3カ所でミーティングを開催させていただきました。参加者につきましては、宮崎地区が14名ですか、小野田が20名、中新田が30名という参加状況でございます。タウンミーティングにつきましては、先ほど町長からお話ありましたように、町政懇談会ではなくて対話集会という意味合いでもって開催させていただきました。町長からイカノエ戦略につきましてご説明を申し上げ、そして町民の方からそれに対するご意見をお聞きし、その後、何でもいいですからというご要望をお聞きしたところでございます。

3地区で聞かれましたのは、やはり空き家対策です。空き家対策について3地区で聞かれました。危険家屋あるいは利活用できる空き家について、空き家バンクの活用状況等々についてお話をさせていただきました。

それから、宮崎地区におきましては宅地分譲、最初が中新田、小野田と来ましたので、次は宮崎に宅地分譲をするのかというようなご提言をいただいております。

それから、小野田につきましては、やっぱり葉菜関係の現状を踏まえたご要望といたしますか、例えば、小野田のパークゴルフ場付近に遊具を設置していただけないでしょうか。と申しますのは、高齢者の方々があそこでパークゴルフを楽しむと。ことし、新たに未就学児用のストライダーをつくりましたが、中間層といたしますか小学生を対象にした施設が少ない。それから、ストライダーにしましても1時間程度でやっぱり体力的に無理があるということで、滞在時間を長くするためにはやはり遊具が必要だといったようなご要望が出されました。

鳥獣被害対策です。これについても小野田、宮崎で出されておまして、農林課の課長さん



から町の助成金にこういったものがありますよといったものを説明させていただきました。

なお、内容につきまして、今、取りまとめ中でございます。後日、広報紙等に掲載させていただきますまして皆さんに周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そういったさまざまなご意見がございました。中新田地区については陶磁館とか博物館関係のご質問がありました。

やはり先ほど課長が答弁したように空き家問題、3地区共通するテーマでございました。ご意見でございましたので、移住・定住を進める上でも空き家の取り組みということが非常に重要だと思っております。これまでも空き家バンクなどの取り組みをしてきておりますが、もう一歩踏み込んだ形での取り組みが必要だと思っておりますので、そういったことも盛り込んでいければなどは考えているところであります。

ただ、129億円という枠の中でございますので、皆さん方全てのご意見を取り入れて予算をつけるということはなかなかこれ難しい至難のわざでございますので、しっかりと予算編成をしていきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

先ほど、最後の質問、大事な部分の答弁漏れがございました。いただいた意見をどのように予算に反映するのかというご質問でございました。

ほとんどがイカノエに関する部分のご質問と受け取ってございます。予算編成方針でも書いてございますけれども、重点プロジェクト目標としましてはイカノエの推進ということでございますので、それらを最大限反映したいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 町長が来年の8月で任期を終えるということなのですが、これまでの成果と課題についていろいろ答弁いただきました。自己評価はどうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、目の前の課題、事業に取り組んでおりますので、なかなか自己評価をするところまでは至っておりません。なかなか自己評価というのは難しいものでして、皆さん方がどう評価していただくかと。ただ、余り評価というものを意識するのではなく、や

はり目の前のさまざまな課題山積しておりますから、こういった課題をしっかりと解決していくと。それから、持続可能なまちづくりのための今のイカノエ事業、これを着実に推進し成果を上げていくということが大事なんだろうと思っておりますので、そういったことに邁進してまいりたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 先ほどの成果目標、ここまでにしますが、3期目の出馬につきまして味上議員が質問するようでございますので、味上議員にお願いして質問を終わらせます。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、17番三浦又英君の一般質問は終了いたしました。暫時休憩いたします。午後2時10分まで休憩といたします。

午後1時56分 休憩

---

午後2時10分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） それでは、再開いたします。

通告3番、14番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 佐藤善一君 登壇〕

○14番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました宮崎地区の振興策について、森林管理経営について、この2カ件について一般質問いたします。

まず初めに、宮崎地区の振興対策関係でございますが、本格的な人口減少社会を迎え、多くの自治体が地方創生、人口対策に取り組んでおります。よい計画ならば国がサポートすることになっておりますが、最終的には各自治体が軌道に乗せて自前でやっていくものであります。しかし、町内3地域、中新田、小野田、宮崎、この3地区を見ても一定規模のところには人口が移動してまいります。宮崎地区の振興に対してどんな課題があるのか、どんな必要があるのか。この点について自分なりに提案を織り交ぜながら町長に質問してまいりたいと思います。

まず1点目でございますが、宮崎地区の袋小路の解消についてであります。

地域と地域を結ぶ道路が途絶えてしまうと交流も発展もございません。そこで、昨年10月、県知事が明言されました最上小野田線及び鳴子をつなぐルート of 整備、このルートを推進すべきと思いますが、どう思うか。

2点目は、旭小学校の跡地利用についてであります。

初めに、跡地利用として主体的に検討を重ねている地域運営組織、この進捗状況についてお尋ねいたします。

さらに、この跡地につきまして、現在、大崎が進めているフィールドミュージアム構想、これの加美町における拠点にしてはどうかと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

3点目は、昨年4月オープンしましたみやざきどどんこ館ですが、まずは運営状況と効果をどう捉えているか。次に、この施設の管理運営につきまして、管理運営に1,200万円がかかり単純に計算して1億2,000万円の売上がないとひとり立ちをしていかれないと、こういったことで1億2,000万円がひとり歩きしている状況にあります。館内スタッフ及び出店住民は啞然としております。この中身についてご説明願います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） きょうは佐藤議員のファンクラブでしょうか、大勢の方々がいらっしゃっているようでございます。私も若干緊張しているところでございます。

佐藤議員からは宮崎地域の振興策ということで3点ご質問がありました。

第1点目の宮崎地域の袋小路解消についてというご質問でございます。

最上小野田線及び鳴子小野田線は、平成7年から一般県道にそれぞれ昇格になっております。最上小野田線につきましては、国道347号、下野目地区から宮崎旭地区、そして田代地区を経て山形県最上町赤倉地区を結ぶ横軸として産業、観光など、県境を越えた広域連携による交流人口の増加、地域の活性化が期待されている路線でございます。また、鳴子小野田線につきましては、国道347号の原町地区から宮崎支所前、そして北川内を経て鳴子温泉川渡地区を結ぶ産業、観光などの地域間交流に大きな役割を果たす路線であると理解しております。

しかしながら、いずれの路線も屈折の多い狭隘な道路で未整備区間も多く、通行に困難を来しております。これらの問題を解決し安心して通行ができるように、町としましても、大崎、加美、最上の1市2町で構成する大崎市・加美町・最上町道路改良促進期成同盟会におきまして、宮城県の北部土木事務所及び山形県の最上総合支所へ要望をしてくれているところでございます。

10月18日、要望路線であります最上小野田線の現地研修会を同盟会の理事である1市2町の議会及び観光協会関係者、地区区長の参加をいただき実施したところでございます。参加者からは、やはり温泉保養地やダム施設等を結ぶ観光周遊ルートとして早期整備を望む意見が出されました。

宮城県では、平成33年度以降、道路事業を初め各種事業計画の立ち上げを検討中でございます。復興事業に一段落がつくということでその後の計画を検討中でございます。また、来年度

以降、各土木事務所において地域の特性を生かした事業実施に向け、予算編成を行っていくという予定と聞いております。町といたしましても、最上小野田線の箕輪から山形県最上県境まで約4キロメートルの未改良区や鳴子へ通じる道路の改良整備等を強く要望してまいりたいと考えております。

2点目の旭小学校の跡地利用について、自主運営組織の進捗状況はいかがかということありますが、旭地区は、平成30年6月、地域の課題を自分たちで考え解決していく自主自立の地域運営組織設立を目指し、旭地区地域運営組織準備委員会が設立されました。準備委員会内には専門員として20代から40代の若者を中心とする旭地区をさらに良くするプロジェクトが設置されており、これからの旭地区についての話し合いや地域住民の意見収集などを行い、地域運営組織の設立に向け取り組んでいただいております。

準備委員会では、さまざまな地域課題等がある中で、特に旭小学校跡地等の利活用が地域活性化の重要なポイントであるという認識から、優先的に検討を進めてきていただいております。旭地区をさらに良くするプロジェクトが主催する旭地域づくり塾が旭小学校の閉校後の利活用についてをテーマに6月10日と8月12日の2回にわたって開催され、多くの地域住民の参加もいただきました。さまざまな意見も交わされたとお伺いしております。それをもとに準備委員会内でさらに話し合いが重ねられ、旭小学校跡地に関する利活用提案書としてまとめられ、10月1日、私に提出していただいたところでございます。

町では、提案書の提出を受け、関係部署の課長等で構成する加美町立旭小学校跡地等利活用検討委員会を立ち上げ、加美町立旭小学校跡地等利用計画の策定を進めているところです。策定に当たっては、旭地区の皆さんからいただいた要望を最大限生かすことを基本方針としております。住民会では、現在、地域づくりの基本構想の策定、地域の意見の合意形成の仕組みや組織づくりなど、地域運営組織の設立に向け準備を進めております。町としましては、町内で初めての地域運営組織となりますので、設立に向け万全の支援を行うほか、行政としての体制づくりなども進めてまいりたいと考えております。

フィールドミュージアム構想についてでございます。

昨年12月に大崎耕土の伝統的水管理システムが世界農業遺産に認定されたことを受けまして、大崎地域世界農業遺産推進協議会がアクションプランの1つとして本構想を策定したところでございます。フィールドミュージアム、フィールドですから地域がミュージアムという博物館、地域全体が博物館であるという考えのもとに、地域資源の魅力の再発見を通じた動的な保全と活用を図るもので、現在、フィールドミュージアムマップの作成や農業遺産資源の探訪ルート

の作成等に取り組んでいるところであります。

加美町は大崎耕土の水源の町として大変重要な役割を担っていると認識しておりますし、旭地区についてはまさに水源の地域でございます。加えて、水路と水管理システムや祭り、食文化などすばらしい資源が、また伝統、風習等が現在まで受け継がれている地域でございます。保全と活用を検討してまいりたいと考えているところであります。

10月1日に旭地区地域運営組織準備委員会から町へ提案された旭小学校跡地に関する利活用提案書では、宿泊、交流、貸し出し、憩いの場、展示の5つの機能を施設に導入したいという考えが示されました。その中で、宿泊については、グリーン・ツーリズムの受け入れなど旭地区の資源を生かした農村体験と宿泊を組み合わせる案も提案されております。当該施設、旭小学校の跡地が、フィールドミュージアム構想の中で加美町の拠点等に位置づけられることは十分可能であると考えております。世界農業遺産探訪を取り入れたツーリズムによる交流人口の拡大にも期待が持てるものと考えております。

12月2日に地域づくり塾が旭の公民館で開催されまして、私もお伺いして、わらじづくり、わらじまでいきませんでした。縄をなったり炊いたお赤飯のおにぎりを握ったりという体験を私もさせていただきましたけれども、まさにこういうことがこれからグリーン・ツーリズムを推進する、そしてフィールドミュージアムの拠点となる上でとても大事なことだろうと思っておりますし、その時に教えてくださるおばさま方あるいはご高齢の方々、大変生き生きとしてなさっていた。そして、若い方々も喜んでお年寄りから技を伝授されていたという、こういった世代間の交流、こういった姿も非常にすばらしいなと思っ見てきたところでございますので、ぜひ旭小学校の跡地利用の活用計画の策定に当たりましては、世界農業遺産関連の利用ということも十分に考慮した上で、大崎地域世界農業遺産推進協議会と連携し情報を共有しながら跡地利用の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

どどんこ館についてでございます。

1点目の運営状況と効果についてであります。

ことは2年目となりますが、1年目、実は当初、売上を1,500万円と町では見込んでおりましたが、2,500万円の売上がありました。皆さん方が大変頑張られたと思って評価しております。ことし、2年目でございますが、4月から11月までが約2,000万円の売上となっております。前年と比較しますと現時点で約200万円ほど前年を上回っておりますので、順調に売上を伸ばしているところでございます。皆さん方の努力の成果であろうと思っております。

以前、陶芸の里スポーツ公園に訪れた方から、宮崎地区は買い物や食事をする場所が余りな

くて困っていたと。しかしながら、どどんこ館ができたことによって、お食事をしたり、それから新鮮な野菜を買うことができたりおいしいコーヒーを飲んだり餅を食べたりという、そういうことができるとてもよかったというお話をお伺いしております。

また、近隣の商店主からは、どどんこ館ができたことによって、菓業からお客さんが流れてくるようになったと。自分たちの店にも足を運んでいただけるようになりお客がふえたというお声も聞いております。

また、ことし9月からどどんこ館のトイレが休日夜間も使用可能となったことで非常に助かっているという声も聞いているところでございます。

また、ことしの9月にはイオン古川店で行われました大崎うまいものフェアにどどんこ館が初めて出張販売を行い、町外の方々へどどんこ館や宮崎地区のPRに取り組んでいただいたということも聞いているところであります。

2年目でありますけれども、大変関係者は努力しておりまして売上も伸びており、宮崎の商店街活性化のための拠点としての効果が十分出てきているだろうと感じているところでございます。関係者の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

採算額1億2,000万円がひとり歩きしているのではないかとということでもあります。

その中身はどうかということではありますが、本年9月の特別決算審査において、どどんこ館の採算ラインについての質問をいただき、担当課で運営維持管理に係る経費ということで昨年度町が支出した管理経費は966万9,000円、どどんこ館運営協議会の今年度の営業事務費として300万円を計上しており、合わせて1,200万円がそれに当たるというお話をしたと聞いております。ですから、単純に売上の10%をいわゆる管理経費等に充てるということになりますと、その10倍の1億2,000万の売上が必要でと。いわゆる運営協議会単独で施設を管理維持するためにはそれぐらいの売上が必要でとということを答えたということでございます。このことに関しましては、先ほど木村議員からもご指摘ありましたけれども、施設に係る経費について町としても議会への説明が不足していたと反省しているところでございます。初めて出た決算をもとに、今回、お答えしたものでございます。

ただ、どどんこ館は、商店街活性化の拠点施設及び情報発信の中心施設並びに町民の憩いの場として設置されたものでありまして、ナイトバザールでは駐車場がイベント広場として活用されますし、地域の情報発信や公衆用トイレなど公的な役割を持っておりますので、やはり年間の1,200万円という経費、これを全てどどんこ館の協議会で負担するというのではないだろうと思います。当然、この部分については、今後とも公的な部分に係る経費といえますのは

そもそも町が負担すべきものでありますので、これは今後とも負担すべきと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、皆さん方、大変努力しておられるということに対して感謝申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） それでは、順を追って再質問いたしてまいりたいと思います。

最上小野田線の整備であります、実現されれば県境を越えた産業開発あるいは観光振興、人口交流といった地域活性化に大きな期待が持たれるわけであり、知事が名言されました鳴子や山形、最上への道路連結を町と一緒に考えていきたい、進めたいと、こう言ったわけがあります。これが知事みずから言ったことでありまして、これを最大のチャンスと思って、ぜひ前向きに進めるべきだろうと思います。

それで、まずもって町道を県道に昇格していただいて県で整備してもらおう、これが第一歩かなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長でございます。

今、議員おっしゃいました最上小野田線については、もう県道に昇格されているということでございます。今、言った県道に昇格してから改良を図ったほうがいいということなんですけれども、もう県道に昇格されていますので、今、協議会で要望しているのがその未改良区間について早目の改良をお願いしたいということで、今現在、ゆ〜らんどに行きまして湯の倉まで改良が片側一車線ということで改良されていますが、そこから西に向かって県境まで町としては改良をお願いしたいということで、今、県に要望しております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 確かに県道であります。この県道は、切込、ゆ〜らんどを通過してあそこの湯の倉まで、今、改良になって、その後、工事を何回やっても地すべりが起こるということで中止になっております。私が言っているのは確かにその路線でありますけれども、旭から二ツ石ダムを通過してキャンプ場の近くまでの道路を県道に昇格していただきたいと。既に改良されている部分は大きいですが、3月、墓地までの道路になるかと思いますが、整備につきましては。こちら側、手前のほうは。まずもって、町道部分を県道に昇格させていただいて

県でやっていただきたい、こういうことです。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長でございます。

今のやっぱり二ツ石ダム関係の工事用道路ということで、寒風沢地区から町道長沼線ということで約10キロメートルほど、7メートル50センチの道路に改良されております。十字路がありまして、そこから箕輪に向かいます、そこが町道宮崎最上線ということで約7キロメートルほど、同じく7メートル50センチの改良をされております。

町としては、先ほど町長が答弁いたしました、そこから最上の県境に向けての4キロメートルほどあるんですけども、その改良をお願いしたい。それを踏まえて、今、議員が言いましたように、今後、改良完了後は県道という形で昇格もお願いしたいということで考えてございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 大崎市・加美町・最上町道路改良促進期成同盟会、これで3つの路線、大分前から改良の要望が出されているかと思えます。その中の加美町に関係する2つの路線、県道鳴子小野田線と県道最上小野田線の2つでありますけれども、これをさっき言った1本に絞って、期成同盟会だけでなく町単独でも要望書を提出すべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長、お答えします。

今まで、理事になられていた方、町議会議員の方とか、あと商工関係の方、あと各区長さんが町でどういう路線を要望しているかというのは全然把握できなかったということで、10月18日に現地検討会、研修会というのをさせていただいております。皆さん、認識していただいた上で県には強く要望しております。機会があるたび、県の北土木事務所に関しては町自体でも要望しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 宮城県側で改良されていない区間4キロメートル、この部分が改良の方向へ動くと、必ずや山形にも動いてくると思ひます。この道路が整備されますと、二ツ石ダムを通過して岩堂沢を通り鳴子、中山、そして国道47号線ですか、そのつながる改良にも弾みがつくと思ひます。今、新緑の期間、5月の連休、紅葉の10月ですか。かなりこの国道457号、もう既にかかなり混雑します。その迂回道路としても良好かなと思ひますし、観光ルートとして



は最大の見せ場じゃないかなと思います。災害時の物資の輸送路線としてでも、ぜひ前に向けて一步踏み出していただきたいと思いますが、もう一度、町長のこの路線に対する思いを確認しておきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実は、2日前、土木事務所長とお会いしてこのことについてお話をさせていただきました。議会終了後に再度お会いしてゆっくりとお話をしたいということで約束してきたところでございます。

やはり、議員がおっしゃるように鳴子、秋のシーズンなどが大分混雑をするわけです。ましてや鳴子峡まで行ってまた戻ってくるということになりますと、なお一層道路が混雑しますので、やはり周遊できるというルートというのが鳴子にとっても、加美町、宮崎、旭地区にとっても大事なルートだろうと思っております。同じような認識を土木事務所長も持っておりますので、具体的に話し合いをし、平成33年度以降の道路事業の計画、これには盛り込んでいただけるように働きかけをしていきたいと思っております。議員と全く同じ認識をしておりますので努力してまいりたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） それでは、次に地域運営組織と旭小学校の跡地の活用について伺います。

高齢化に伴いまして老人世帯、これもかなりふえてきております。これまでの住民のニーズ、要望ですと親睦や交流といったものでありますが、これが、今、地域福祉、環境保全とこういった生活支援の要望が強まってきております。したがって、地域内のあらゆる団体、婦人会、老人会、消防、防犯、環境保全会、こういったもの、あらゆる団体が参画して横断的に、自分たちの行政区だけじゃなくて横断的に活動する、協力し合う、こういった体制づくりが地域運営組織として大事な部分じゃないかなと思っております。

町においても、住民主体だから住民で考えなさいという、こういった建前に縛られることなく、さまざまなアイデアをお互いに出し合って、そして町は皆さんをここまで受け入れる用意はありますよという考えをしっかりと示していただけないと、なかなかやりづらい部分も出てくるのではないかなと思っております。町がどのように地域運営組織にかかわっていくのか、このことは協働のまちづくり1課で背負い切れるものではないと思います。全庁挙げてこれから取り組んでいただきたいと思いますが、そこで、今の縦割役場の組織文化、この行政をつくり直すというか大事な分は一極集中して行くと、こういった役割分担というか、組織をまとめるのが町長の仕事かなと思うんですが、役場文化、組織、こういった部分について地域運営組

織にかかわる部分をどういった体制で臨むのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに、地域運営組織、地域における横断的な組織でございます。小規模多機能自治とも言われております。加美町のモデルとして、今、旭小学校区に職員も平成28年度から入って、地域の方々と一緒になって話し合いながら設立に向けて取り組んでいるところでございます。協働のまちづくり推進課が中心でありますけれども、さまざま勉強しながら取り組んでいるところでございます。

先ほど申しましたように、加美町全体では町の制度を利用して移住してきた方がこの3年半で123名おりますけれども、どうしても中新田地区が多いという状況であります。しかしながら、全国的に見ますと旭地区よりもっと条件の厳しいところに多くの移住者が移住しているという現実もございます。十分、私は、旭地区は魅力的な場所ですので今後そういった移住者を受け入れることが可能であろうと思っています。この住民自治組織といいますのは、そういった受け皿にもなるものだろうと期待しているところでございます。

そういった中で、さっきも申し上げたような空き家の利活用ということが1つの鍵になるかと思っておりますので、こういったことも含めて、来年度はもう少しこのことに力を結集できるような組織改編を現在考えているところでございますので、これまで以上に強力にバックアップをしていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 地域運営組織準備委員会、今のところ、旭小学校の活用について重点的に検討しているわけですが、地域全体のことを考えますと、日の当たらない部分を見落とすことないように、やっぱり組織というものはまずもって考えていきたい、そして同時に進めていただきたいと思っております。

ところで、旭地区の地域運営組織準備委員会で旭小学校の利活用についての要望書を提出され、今、町長の説明あったように自然体験、農村体験、合宿、交流、こういったものを兼ね備えた施設の整備、活用していただきたいという要望書が出されたわけですが、これはまさに大崎が進めるフィールドミュージアム構想と合致しております、考え方が。そのところには、ゆ〜らんの裏山では広大な遊歩道がありますし、炭小屋あるいは陶芸館、こういった素材がいっぱいそろっております。学校ですと、校舎、校庭、体育館、プール、畑もあります。こういった広大な施設をやっぱり利活用するには、こういった構想に乗って拠点として町内外に力

強くアピールする、こういう手段にもなるんだろうと思います。この点について、今後の進め方についてお尋ねいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり旭地区にはすばらしい資源があると思っています。まさに、大崎で今アクションプランの1つに掲げておりますフィールドミュージアムの拠点としてふさわしい場所だろうと私も思っております。さまざまな体験、農業体験、林業体験、陶磁器の制作等々、あらゆる体験ができる地域だろうと思っております。ぜひ、先ほど申し上げたように大崎地域の世界農業遺産推進協議会と連携を図りながら、拠点という位置づけをして取り組んでいければいいかなと思っております。

実は、前、公園構想の中でも示された遊歩道の利活用でありますけれども、宮崎町時代以来、全くあそこは手つかずでございまして、実際、もう遊歩道として利用できるような状況、環境ではなくなっておりました。ここを伐採して木材を搬出して、遊歩道として再度利用できるように今取り組んでおります。今回、どうしても車が入りますと斜面と環境を傷つけてしまいますので、切り出すときに馬搬ですね、馬でもって切り倒した木材を搬出するという、加美町では初めての試みを現在行っております。12月17日、18日には本格的な馬搬による搬出が見られます。このことは、昨日の記者会見でも報道機関に発表いたしましたけれども、ぜひ皆さん方もごらんいただきたいと思っています。私は、こういったさまざまな可能性を秘めた地域、大崎広域の水源の地域として、世界農業遺産の中心として、加美町の中心として十分素材が備わっている地域だと思っておりますので、ぜひそういう方向で進めさせていければと思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） いずれにしても、旭小学校の活用について後に決まってくるかと思いますが、この活用を持続的に進めるためには、やはりイベントや交流といったものから事業化へ進化させて金を生み出す、雇用を生み出す、コミュニティビジネス、こういった部分まで広く企画検討するべきだろうと、今後の問題の進め方の中に入ってくるかと思いますが、それで地域の資源が事業化に結びついていくという部分が大切になってくるかと思いますが、この辺についての今後の進め方についてお尋ねいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

現在、若者を中心にした旭地区をさらに良くするプロジェクト、それとそれらが主催する旭地域づくり塾、そういったところでこれからの旭地区のよりよい姿、そういったところを検討しております。それで、やっぱりそれらを継続していくためには、地域の雇用、そしてまた経済、お金を落とす仕組み、そういったものも必要になってくると考えております。

そして、これから旭小学校の利活用をする上で、いろいろな人を集めてそれらで活動するという事は、あらかじめそれらに対応した組織づくり、それと経験、試験的にやってみるとかそういったことも必要になってくると思います。それらについて、今後、地域の方々と協力をしながらそれで進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） いずれにいたしましても、どんな団体がどのような経営、運営をしていくのかということで、今後、大きな課題も出てくるだろうとっております。現に、大崎市の西部、岩出山ですか、4つの小学校が廃校になったわけですが、ことし4月から合併したんですよね。その4つの学校の活用を住民に投げかけているんですけども、まだ具体的な提案は上がってこないということでもありますので、いざやるとなると難しい部分もあるのかなと思っております。開館したところが途中で息切れを起こすことのないように十分検討してほしいと思っております。

次に、どどんこ館であります。加美町振興公社に1億9,900万円の指定管理料、約2億円を町が出しておりますよね。合併前の宮崎地区のゆ〜らんど、陶芸館の受付業務、中新田においてはパークゴルフ、物産館、小野田につきましては菓業施設もなんですけども、どの地区、いずれも平成29年度は赤字決算ですよね。そして、加美町振興公社の決算全体で、先ほど説明があった2,400万円の赤字、こういったように歴史ある団体でさえもそういう状況です。ものすごく繁盛しているような気はいたしますけれども、実際はそういった赤字決算ということですから。ましてやどどんこ館は始まったばかりでありますので、単に損益勘定だけで施設の存在のよしあしは語れないと思っております。どうもその辺の偏った見方がされているようであります、この辺の情操を高める説明が足りないような気がしますが、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

ただいまのご指摘の1億2,000万円という金額がひとり歩きしていると、損益勘定あるいは偏った見方をしていないかというご指摘でございますが、先ほど町長の答弁にもございました

が、どどんこ館の運営に1億2,000万円がかかるといううわさといいますか、そういう話がひとり歩きしているということでございまして、1億2,000万円がなければ運営できないということではございません。あくまでも、これは以前、質問の中で採算ベースはどの辺なのかと、採算ラインはどの辺なのかということで、単純に年間1,200万円運営経費がかかっておりますので、その1,200万円をまるっきり自前で支出するとすれば、その10%、10倍の1億2,000万円ということでの数字でございまして、ちょっと説明の仕方が非常に唐突で誤解を招いたことは本当に申しわけないと思うんですが、くれぐれもこれは1億2,000万円がなければ運営できないということではないということで、ぜひ議員さんからもご説明していただければなと思うんですが。

ちなみに、初年度が1,500万円の売上に対して今は2,500万円、それから今年度については初年度2,500万円達成しましたので2,550万円という50万円上乗せした売上目標を掲げております。これに対して、11月末の段階で既に2,040万円ぐらいの収益になっておりますので、これからあと4カ月ございまして、恐らく2,550万円の目標はまた達成されるのではないかと期待しているんですが、なお、まだ開店2年目でございまして町側のいろいろな応援というのはやっぱり必要だと思いますし、あるいは先ほどの町長の答弁の中にありましたけれども、トイレとかそういった供用の部分、いわゆる公的な形で使われている部分もありますので、そういった部分についてはやっぱり町側での負担というのは当然だろうと思いますので、説明が非常に足りなかったかと思うんですが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） やはり費用対効果、これも大事な視点ではありますけれども、過疎地であつても身近にアクセスできる、こういった施設を守り育てるのが行政における住民の権利保障をするといった大事な部分だろうと。これを見失うことのないように今後ともよろしく願いたいと思います。

次に、質問の大きな2点目に入ります。

本町の74%の面積を示している森林は、町の景観を形成するとともに町土の保全、水資源の涵養など公益機能を担っております。恵まれた森林資源の活用を推進し、将来世代が森林の持つ多目的な機能を享受できるように整備保全を図る必要があります。よって、次の2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、来年度から始まる経営管理権集積計画に向けた進捗状況について。

2点目は、森林経営管理法により適切に管理していない民有地については管理委託を業者に委託することになるかと思いますが、その業者が見つからない場合、町が管理することになると思います。そうした場合、現在、検討しているゆ〜らんどへの間伐材を活用した薪ボイラーの設置を進め、森林の保全管理に役立たせるべきと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、森林景観についてお答えいたします。

1点目、経営管理権集積計画の進捗状況についてでございます。

森林経営管理制度は、平成30年5月に可決されました森林経営管理法に基づきまして、市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から森林経営管理権を取得した上でみずから経営管理を行い、または経営管理実施権を民間事業者に設定するなどの措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るという制度でございます。

ご質問にあります経営管理権集積計画は、市町村の主な役割、業務に当たるもので、森林所有者が経営管理を市町村に委ねる意向を示し集積計画作成の申請があった場合に、市町村が作成するものです。集積計画の多数の森林所有者の権利を一斉に設定する契約書の束のようなものでございまして、公告することにより契約締結行為を要せずに権利を設定できるものでございます。

この計画の前提としまして、森林をみずから経営管理するのか、市町村に委ねるのか、森林所有者の森林経営管理の意向をまず把握する必要があります。経営管理意向調査がまずは行われると。そして、対象区域の基本条件としては、経営管理が行われていない私有林の人工林ということになっております。森林経営管理法の施行は平成31年度であり、現在、意向調査の内容やその前提となる調査範囲の設定など、大崎圏域推進会議を開きながら、県や隣接市町と共同でシミュレーションを行いながら平成30年度実施に向け検討しているところでございます。

次のご質問、森林管理法により適切に管理していない民有林の経営管理権を取得することを通して、その受け皿としてゆ〜らんどへの薪ボイラー設置を進めるということについてですが、ことし5月に可決されました森林経営管理法により来年度から新たな森林管理システムがスタートいたします。新たな森林管理システムでは、所有者自身による経営管理が行われていない森林について管理を市町村に委託し、採算が合う森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託し、採算が合わない森林については市町村が管理するということになっております。これまで森林から発生した木材は、高く売れる部分は製材などするわけですが、

高く売れない部分は合板材やチップなどとして主に町外に売られております。この高く売れない木材、これを薪などの燃料として使用することで、森林資源の有効活用と里山経済の確立、いわゆるお金の循環、こういったものにつながっていくものと考えております。

ご質問のとおり、新たな森林管理システムにより発生する木材やこれまで合板材、チップ材として町外に売られていた木材から薪を生産し、ゆ〜らんどへの薪ボイラーで利用することで、森林資源を活用したお金の循環、そしてエネルギーの自給率の向上というものが図られてくるものと思っております。そういった点から、こういった事業を積極的に町としても進めていきたいと思っておりますし、やはりきちっとした民間事業者、林業経営者に再委託して取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

あわせて、薪の生産、供給体制につきましては、先ほど申し上げたように環境省の事業によりまして、宮城県と株式会社三菱総合研究所の支援をいただきながら現在検討を進めているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） まずは、意向調査から始まるんだといったことであります。意向調査の前に、制度の概要を説明する必要があるのではないかなと思うわけでありまして。意外と難しい部分あるかと思っておりますので、まず制度の説明をする座談会等を開く必要があるのではないかなと思っております。

今、増林、保育、間伐、主伐、販売、この一連の業務は、恐らく民有地であれば主伐、販売は業者に頼んでやるかと思っておりますが、その後、苗を育てて植えるというところまではしないだろうと思っております。業者においても、経済ベースに乗らない森林、場所が悪いところ、結局、町でやっていかなければならないだろうと思っております。こういったことをどのように見通しを立てておりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（猪股 繁君） 森林整備対策室長、お答えします。

1つ目の制度の概要の説明につきましては、平成31年度になりましたら意向調査をする区割りをしたいと思っております。その中で、座談会とかそういうので制度の説明はしていきたいと思っております。

あと、主伐とかそういうのがなかなか今現在では販売状況によりまして進んでいない状況でございまして、森林管理制度に基づきまして一応私有林も一体的に整備するということになり

ますと、意欲と能力のある事業体に任せることができますので、その意欲と能力のある事業体というのは主伐だけじゃなくて間伐等を行ってお金を生み出すような形のところができるというところが条件となっております、受けた事業体が所有者と一緒に経営がいくような形で検討するというようなことになっておりますので、委託を受けた段階でなるべくお金を生み出すような形で検討していきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 意向調査の前に制度説明の座談会もやるということでありまして。その座談会の席で、所有山林の現在の状況を把握して座談会に臨む必要があるのではないかなと思っております。大変な事業量ですよ。これは森林環境税が平成35年予定されておりますが、これを早目にする形で来年度から常住として町に入ってくる部分で仕事をやられるんだろうと思っておりますけれども、いずれにしても、町としては大変な量の新規事業になります。今の対策室で人員が大丈夫なのかという点が心配な部分ありますけれども、林業に特化した職員の採用、人材の育成についてはどうお考えですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今、こういった新たな森林管理制度のもとで進めていくには林業専門の職員あるいは室自体の体制についてどうだということでご質問をいただきました。

町でも、今、町長が先ほどお話を申し上げましたが、組織の改編について今後検討を進めていきたいと思っております。これからの事業の中でどういう部分が必要になっていくのか、どういう部分を重点的に対応していかなければならないのか、そういった部分も含めて組織のあり方について再検討していきたいと思っております。それいった中で必要な配置をできればなと思っております。

また、森林等に特化した職員の採用ということですが、その辺の部分については、現状なかなか難しいところがあるのかなと思っております。土木関係、建築関係についても募集はしているんですが、そういった職員のところについてもなかなか応募がない状況でございます。そういったところで経験ある職員とかそういった部分について育成を図りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、14番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。午後3時20分まで休憩といたします。



午後 3 時 0 9 分 休憩

---

午後 3 時 2 0 分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ再開いたします。

通告 4 番、6 番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔6 番 伊藤由子君 登壇〕

○6 番（伊藤由子君） それでは、通告に従いまして 2 点質問いたします。

最初に、移住・定住事業の実績と現状についてお伺いします。

人口減少、超少子高齢化など、全国各地の自治体が直面している課題に対して、国は平成 26 年にまち・ひと・しごと創生総合戦略を打ち出しています。

加美町も同様の危機感から、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、戦略の筆頭に移住・定住を掲げて推進してきましたが、これまでの実績と現状についてお伺いします。

（1）として、定住促進事業。

- ①広原スマイルタウンにおける実績。
- ②下原地区定住促進事業における現状。
- ③ファミリー住ま居る住宅取得補助金事業における実績。
- ④新規学卒者雇用奨励金事業におけるこれまでの実績と現状。
- ⑤国立音楽院開校に伴う移住の現状。
- ⑥地域おこし協力隊の定住の現状。

（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略の課題と今後の方針について伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、伊藤由子議員の移住・定住事業の実績と現状について、6 点ご質問がありましたのでお答えさせていただきます。

まず、広原スマイルタウンにおける実績ということでございますが、平成 28 年 1 月に分譲を行い、16 区画、ご承知のとおり 1 週間程度で完売いたしました。これまで、15 世帯 60 人が移り住んでおり、うち 7 世帯 25 人が町外から転入しております。残り 1 世帯につきましても、来年の 1 月末までには移住するという予定でございます。

2 点目の下原地区のレインボービレッジであります。こちらは 13 区画を分譲し、現在、9 区画が成約済みでございます。30 人が移り住む予定です。9 世帯で 30 人。内訳は、町外からの

転入が2世帯で7人、町外からの転居が7世帯で23人となっております。既に、1世帯については工事も完了し新たな生活を始めておりますし、きょうも私、朝、そばを通ったわけでありますけれども、着々と家が建っているところがございますので、早晚、移り住んでくるだろうと思っております。残り4区画については、いろいろお問い合わせはありますけれども、今のところ成約に至っておりません。引き続きホームページなどによる周知、それからハウスメーカーさんなどを通して、土地、建物をお求めなさっている方々に対して情報提供を行っていただいているところでございます。

ファミリー住ま居る住宅取得補助金についてでございます。こちらは平成27年度から新たに町内に住宅を取得した新婚世帯、子育て世帯、新規転入者に対して助成しているものでございます。これまでの交付実績を見ますと、交付件数が105件、交付金額は8,300万円で入居者数が358人となっております。このうち、30世帯84人が県内から転入移住してきております。残りの方は町内からの転居ということでありますけれども、この制度がなければ、あるいは町外に家を建てられていたかもしれない方々でありますので、町内にとどまっていたというところも大きいのだらうと思っております。

次に、新規学卒者雇用奨励金事業についてでございます。これは移住・定住が目的ということで始まった事業ではございませんけれども、企業を支援するために1人当たり、できるだけ新規学卒者を雇用していただきたいと、常時雇用していただきたいということで1人につき30万円を奨励金として事業者に交付しているところでございます。平成23年度から平成29年度までに町内の29事業所に155人が新規学卒者として雇用されております。このうち48人は町外からの転入者であり、若者たちの雇用の創出と定住促進、そして移住促進にもつながっている制度と考えております。平成30年度につきましては、町内事業8社から19人分の届け出を受け付けているところでございます。

5点目の国立音楽院開校に伴う移住の状況でございます。平成29年4月に開校して以来、平成30年10月末現在で講師6名、生徒14名の計20人が移住しております。また、住所は移していないものの町内のアパートを借りて通学している方が4名おります。また、配偶者も含めると、国立音楽院が開校したことにより25名の方が生活拠点を加美町に移している状況です。

次に、地域おこし協力隊の定住の状況でございます。この事業については、平成22年度から取り組んでおります。これまでに受け入れた地域おこし協力隊員は22名、卒業した隊員13名中任期が終了してからも定住している方は5名です。定住率は38.5%となっております。うち就農した方が3名、就職した方が2名となっております。平成30年度においては、継続任用隊員6

名、そして新規任用隊員3名の計9名がそれぞれの活動に従事しております。なお、継続隊員のうち2名が平成30年度末をもって任期3年を終え退任となりますが、その後も本町に定住し就農すべく現在準備を進めており、町としても支援しているところでございます。

以上6点について、まずはお答えさせていただきました。

引き続き、総合戦略の課題と今後の方針についてもお答えさせていただきます。

町では、将来にわたり持続可能なまちづくりの実現に向けまして、平成27年10月に加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、移住・定住に関する目標として、生産年齢人口数及びふるさと回帰支援センター等を活用したU I Jターン人数を掲げております。

生産年齢人口とは、ご承知のとおり15歳から64歳までの人口を指します。移住・定住に関する施策を通して、国勢調査を基礎とした国立社会保障・人口問題研究所による推計値よりも280人上昇した1万1,968人を総合計画における目標値として掲げているところでございます。年次別の目標値については地域再生計画に記載しておりまして、ホームページでも公表しております。国勢調査にあわせて、10月1日を基準として進捗管理をいたしております。平成30年度は目標1万2,483人に対して1万2,650人、暦年推移を比較しても計画よりも上方推移の基調にあります。生産年齢人口です。目標が1万2,483人に対して1万2,650人ということで上方推移の基調にあります。

また、ふるさと回帰支援センター等を活用したU I Jターン数については、平成27年度からの5カ年で累計10人の移住者を目標としておりましたが、平成29年度末時点で11人と既に目標を達成しております。こういった成果が出てきておりまして、先ほど申しました国立社会保障・人口問題研究所の推計、これはほぼ当たると。普通はこれを下回るとも言われていますけれども、現在、これを上回る状況でありますので、これまでの取り組みというものが実を結びつつあると考えておりまして、継続して取り組んでまいりたいと思っております。

今後の課題と方針であります。加美町の人口動態に大きく3つの課題があります。加美町の人口を生まれた年を基礎とした生年コーホートで分析しますと、進学・就職の層、10代半ばから20代前半の転出が著しいということ、それから結婚・育児層、これは20代後半から30代前半の転出、これも転出基調であるということ、そして突出した団塊世代層という3つの特徴が挙げられます。加美町の人口は、義務教育間の移動はほぼないわけですが、高校や大学等の進学により町内を離れ、町内から進学していた方も就職により転出されてしまうと。また、結婚、子育てを機に町を離れるという傾向もあります。一方、40代以降の移動というのは非常に少なく定住層となっているところでございます。

人口減少につきましては、国全体の課題であり、その流れに逆らうことはできませんけれども、いかにそれに適応した地域をつくっていくのかということが大きな課題だろうと思っております。そのためにも、転出層、定住層のニーズ双方を把握し、外から呼ぶだけではなくて住みよく住民満足度の高い地域づくりを進めていく必要がございます。突出した団塊世代のマンパワーや空き家などの既存ストックを有効活用し、働ける、子育てできる、生きがいを持てる、そういった多世代が共生する社会の構築、そして善意と資源とお金が循環する人と自然に優しいまちづくりの実現に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 今、年次経過に従っての移住・定住者が少しずつふえてきているという報告がありました。人口減少数に比較したらそんなに増大しているというほどではないかもしれないけれども、少しずつふえてきているということはこの数からもうかがい知ることができました。

それでは、例えば、ファミリー住ま居る住宅取得補助金事業なんですけど、私、これはとても移住・定住については効果的な事業ではないかなと日ごろ思っているわけなんですけど、町外からの移住者は3年余りで結構な人数が来ているという報告を今伺ったわけなんですけれども、移住・定住の指標の1つに住宅の確保というのが挙げられます。この場合の住宅取得に関して町はどの程度関与しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） ひと・しごと支援室長でございます。

町が住宅取得に際してどの程度関与されているのかというご質問でございますが、住宅取得する前にまず町を見ていただいて、とにかく加美町がいいのかどうか徹底的に確認をしていただいています。その上で、新築がいいのか借家がいいのかということで、その辺を見きわめていただきながら最終的にうちを選んでいただいているというような状況でございますが、すみません、よろしいでしょうか。

大変失礼しました。勘違いしました。申しわけございません。

取得者については、現在、担当1名専従でおりまして、その担当と何度もまずは話し合いをしていただいております。あと事前に説明会も何度か開催していただいております。それで、希望者についてはとことん疑問がないように何度も話し合いをしていただいた上でお求めいただいておりますので、ということよろしいでしょうか。

大変失礼しました。

あくまでも、こちら側ではとりあえず広原と下原ということで、その中でやっていただいて、ただ、それ以外の補助金では新築、あと中古の助成も以前はございましたので、ある程度は選択肢はあるかなと思いますが。すみません、何かまた回答になっていないような。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 3時半ですので、大変みんなお疲れのところだと思います。私もそうなんです、皆さんもうちょうどいい時間なのでちょっと覚醒するようにしたいと思います。よろしくをお願いします。

ファミリー住ま居る住宅取得補助金で実際に取得した人の話を聞いたことがあるんです。やっぱり新築というのはなかなかできないと、新しいおうちはなかなかついたりできないけれども、リフォームにも補助金が出るということでやっとなんか決意してやりましたという話を聞いたんです。なので、若い人にとっては特にそんなにお金あるわけではなくて広原とか下原の分譲地にうち建てられる方は大変お幸せな方だと思うんですが、ファミリー住ま居る住宅補助金を活用してリフォームして中古住宅に住んでいる方もたくさんいるわけで、そういった人たちについてはすごくいい、ありがたい制度だと思うということがありましたので、それに関して町はどれくらい関与しているのかと、うちを探してあげるとか、あるいは相談に乗るとか業者を探してあげるとか、何かそういった具体的な支援というのはあるのかということをお伺いしたかったです。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） ひと・しごと支援室長でございます。

大変失礼しました。

現状では、先ほども言いましたが、専従職員1名が対応している状況でございまして、ご相談をいただいてから初めて対応させていただくということで、こちらから積極的に紹介をするというところまでは至っておりませんが、ただ、ひと・しごと支援室と別に、企画財政課では中古住宅あるいはいろいろな住宅の空き家バンクをやっておりますので、そういったデータを紹介させていただきながら、あるいは新築住宅の紹介あるいは中古という助成金もありますよという感じで、残念ながら受け身的な程度の対応ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今、商工観光課長から空き家バンクの件が出ましたので、私からも補足させていただきます。

ご案内のとおり空き家等につきましては、空き家バンクということでホームページで紹介してございます。ファミリー住ま居るにつきましては、新築に際しましては最大で100万円、中古物件の購入に際しましてもそれなりの、土地あるいは住宅地によっても単価が違うわけですが、助成金を用意してございます。ちなみに、平成29年度までの実績を申し上げますと、空き家バンク26件が成約成立してございます。うち13件が賃貸借、半分の13件が売買という形になってございまして、その方々もファミリー住ま居る、中古物件の購入に際しての補助金になりますけれども、活用しているのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） どこでも移住・定住については悩んでいて大体同じくらいのレベルにあるかと思うんですが、ファミリー住ま居る住宅取得補助金事業に限らないんですけれども、K P I というか目標値の設定というのはあるのかどうか。例えば、鳥取県とかの例を見ましたら、プロセスの支援としては5点まであって、認知支援、入り口支援、マッチング支援とか、あとは就職支援、定住支援というのがあるんですが、加美町ではそういった目標値は設定しているのかどうか。あるとしたらどういったところに重点を置いているのか、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） ひと・しごと支援室長でございます。

ただいまのご質問、K P I のご質問でございますが、町に現時点でございますのが、定住の促進ということでの項目で設定しておりますのはふるさと回帰支援センター等を活用したU I J ターン数という項目だけございまして、こちらにつきましては目標年次の平成31年度までに10人という目標を掲げておりまして、既に11人に達しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 目標値を設定しているのは定住支援というところだったと今お聞きしましたが、今、ほとんどの自治体もそうかと思うんですが、入り口支援と認知支援はほとんどこういうところがありますよ、加美町はこういうところですよと、中央部に出かけていってアピールし発信するということの認知支援をやっているかと思えますし、入り口支援まではどこでもやっているかと思えます。それで、今、定住支援としてはU I J ターンの目標値は10人だったけれども、11人で既になっているとお答えがあったんですが、どういった分野の人たちがU

I J ターンとしていらしてきている、11人の方は来ているのか、もし把握していらっしゃいましたらお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） ひと・しごと支援室長でございます。

11人の内訳はいずれも地域おこし協力隊の方々ということで、平成27年が5名、平成28年が4名、平成29年が2名ということで、協力隊の方々の中でも移住して来られた方の11名になっております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 地域おこし協力隊の関連だということでしたので、ちょっとその後にそこについてはお伺いしていきたいと思うんですが、もう八十何名だったでしょうか、123名だったですか、全員、町外からいらしてきている人たちの人数は。そういった人たちにアフターケアというか環境整備については、なかなか人手の足りないところではどこの自治体でも難しくやっていけないという悩みを抱えているようなんですが、アンケートをとったりアフターケアみたいなことはやっていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） ひと・しごと支援室長でございます。

アンケート調査あるいはアフターケアをやっているのかというお話でございますが、地域おこし協力隊に限りますと、月1回集まって交流会やったり、いろいろ悩み事相談とか、あるいはその時点で関心のあるものを視察に行ったりとかいろいろな形でケアはしているんですが、それ以外の移住者の方に対しての積極的なケアというのは、何か個別にご相談いただいたときには対応させていただいているんですが、なかなかそこまで手が回っていない状況でございます。アンケート調査も含めてぜひやらせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） せめて、来た人たちのこれは流出防止策として、いろいろなところで掲げているんですけれども、移住していらした方たちに、そのときにすぐアンケートを渡して、何カ月か、あるいは1年ぐらいたったところに、こういうことを伺いしますということをしているところがあるんですが、そういったやり方を今後とっていったほうが流出防止というか今後につなげていく方策として有効だと思いますが、聞き取りに歩くのは時間的に大変なことなの

で、ぜひアンケート方式という形をとって、町に来てどうだったのか、困っていることはないのかどうか、あるいはよかったことは何なのかということ、今後につなげる意味でも必要かと思いますが、どうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） ひと・しごと支援室長でございます。

議員さんおっしゃるとおり、ぜひ、そういった形でアフターケアをやらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 地域おこし協力隊の話がずっと出ていますが、定住支援として何度か語られていることではありますが、今、力を入れていることはどういうことでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） ひと・しごと支援室長でございます。

加美町は、ほかの自治体に比べますと非常に先進的な実践を出していると考えておりますが、一般的に地元への定着率がある数字では6割という数字があるんですが、残念ながらそこまではいっていない状況がひとつありまして、それはいろいろな理由があるかと思うんですが、ぜひ来ていただいた方には加美町にそのまま定着していただきたいなと思いますし、担当が今2名頑張っているんですが、もう少しじっくり今以上に時間を割いて協力隊のいろいろ悩み相談も含めて定着するような方向で頑張っていきたいというような話もしております。そういった形でまだまだやることはいっぱいあるかと思うんですが、限られた人員の中で済むように、効果が出せるように進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 定住支援というのが一番かと思います。1カ月に二度ほどでしょうか、全員がそろって話し合いをする場を設けているということは大きな力になるかと思いますが、結果として地域おこし協力隊が定住に結びつかなかったとしても、町にとって何か力になったとか起爆剤になったとか有意義だったと言えることがあるかと思うんですが、定住だけが評価ではないのではないかと前回の定例会でもそんな発言が聞かれましたが、そういったことで地域おこし協力隊員に来てもらっていて大変助かっている、よかったと思うことがありましたら、ここで一言言っていたきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。



○町長（猪股洋文君） まず、ちょっとこれは確認しなくちゃならないんですが、先ほど11名全員が地域おこし協力隊という話でしたが、私、今月号の町長日記に書きました3組のご夫婦、このうちの2組は、ご主人が地域おこし協力隊で奥様は民間企業で働いております。それから、もう1組はどちらも民間の企業で働いておまして、このご夫婦は地域おこし協力隊ではございません。ですから、地域おこし協力隊以外でもふるさと回帰支援センターを窓口として移住していらっしゃる方もいるということをし添えさせていただきたいと思います。

それから、定着率でありますけれども、以前よりはこちらの町内の体制も整ってまいりましたので大分定着率が高まってきておりますし、現在9名いる方々は皆さん非常に仲もよくて、皆さん、加美町に引き続き残りたいという意思を持っていらっしゃいますので、ぜひ実現するように町も支援していきたいと思っています。

また、これまで何らかの理由で途中でお帰りになった方あるいは任期満了後にほかのお仕事で外に出られた方いらっしゃいますけれども、受け入れた地域農家の方にお話を聞きますと、やはり今でも交流があると、たまに来ることもあるということで結構交流は続けていらっしゃるようです。やはり1年、2年、長い方は3年ここにいたわけでありますので、やはり加美町に対する思い入れ、あるいは受け入れてくださった農家、法人に対しての思いというのは、これは一生続くものだろうと思っておりますので、そういった交流が継続されること。その方々はほかの地域でお暮らしになりながら加美町のこともPRして下さったり、できればふるさと納税もしていただければ助かるんですけれども、そこは確認しておりませんが、いろいろな意味で今後とも加美町のサポーターといいますかファンとして、し続けていただけるんだろうと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 流出防止策として2点あって、一番が住まいの確保、自分が住むところをきちんと確保できるということ、あとは愛着とか満足度、その地域への愛着、それが何よりだとある本に書かれていました。体験者の言葉としてという意味で、町や地域の暮らし、今、町長が話したように、住民と接して加美町に来てよかったと思ってもらえることで次につながるんじゃないかと思っておりますので、これからもそんな感じでぜひ迎え入れていくことが必要じゃないかなと思っておりますし、アンケートをとってそれに答えていくということもしていただきたいと思っております。

もう1点は提案なんです、UIJターンのことなんです、前回の議会でもお話ししまし

たが、保育士とか看護師の奨学金も有利な奨学金があるようですので、そういった面にも働きかけて、そういった人たちが戻ってこられるような方策も考えていただけたらと思います。この1点目についてはお考えがあるかどうか、検討の余地があるかどうかだけお伺いして次に移りたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、奨学金制度的を具体的に考えているわけではありませんけれども、先ほど総務課長も答弁したように、来年度、社会人枠という採用を考えております。まさに加美町の町民憲章、夢、海をめざし、愛、ふるさとに帰るといふ、ですから一旦町外に出た方々が十分な社会経験あるいは企業での実績を積み、そして加美町に戻ってきて役場の中でその力を発揮していただけるように、そういった社会人枠を実施したいと考えておりますので、そういった中に看護師さん、保育士さん、そういった方々も含まれればよろしいのかなとも考えています。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 2つ目の質問に入ります。

放射性廃棄物の処理方針について。

2016年11月3日、第11回県指定廃棄物等処理促進市町村会議において、県内全ての自治体が協力して広域処理いわゆる焼却ということ、また広域処理とは別に各自治体が焼却以外の方法、堆肥化、すき込み等によって独自に処理することは可能との方針を示しています。

加美町は、2017年11月、町内3カ所においてすき込み実証試験を実施、翌年2018年6月に牧草の一番草、二番草を採取し検体として検査を依頼、結果は3カ所とも放射線濃度は基準値以下となっています。

これまでの経過を踏まえて、以下の点についてお伺いします。

（1）住民説明会3地区の状況。

①が放射性廃棄物保管農家当事者の声としてはどんなものがあつたのか。

②は参加者のすき込みに対する反応といいますか意見についてお伺いします。

（2）が区長会における説明会の状況。

①が処理方法についての具体的な提案とかそういった意見や質問があつたのかどうか。どういふものがあつたのか。

それから、大きな（3）は、要望書提出8団体への対応。

①が早期処理という要望への対応。

②が8団体への情報提供。

それから、(4)が町の処理方針について。

①400ベクレル以下の廃棄物。

②401ベクレル以上の廃棄物。

③が個人保管の廃棄物。

④が田代保管の廃棄物。

重複しているところもありますので簡単に答弁いただければと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、1番から4番まで重複するところもありますので一括答弁させていただきますと思います。

今回の実証試験、圃場周辺行政区及び汚染牧草保管農家を対象に10月30日の宮崎地区、旭地区間を皮切りに5カ所で実証試験結果、宮城県の処理方針及び国の処理基準等を基本とした利用自粛牧草処理方針の案を説明させていただきました。

放射性汚染廃棄物保管農家当事者のご意見であります、5年前に除染作業を行いやっと落ちついたところなのに、またそこに汚染牧草をすき込むのは好ましくないというご意見。保管農家の所有する農地にすき込みをすれば、放射性廃棄物の拡散になり風評被害が心配であるというご意見。一方では、通学路の近くに保管しているので子どもたちの影響が心配なので、先にもう農家保管分は処理してほしいというご意見などが出されました。

また、すき込みに対する意見といたしまして、保管農家のご意見のほかに、1回だけの実証試験で安全といえるのかというご意見。すき込みはリスクが少ないと言っていたが、焼却のほうがよいのではないかというご意見もありました。

町としましては、このようなご意見を受け、今後も保管農家もちろん広く住民に対しまして説明し、ご理解をいただいた上で事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、区長会における説明会の状況であります、10月18日に開催しておりまして、午前中に旧田代放牧場の汚染牧草の保管状況を視察していただきました。午後からは、これまでの経緯と今後の処理方針について説明を行っております。

区長会からは、すき込みに要する費用負担の問題、南三陸町のすき込み実証試験断念を受け、段階を踏んで進めないといけないといったご意見、焼却は考えていないのかといったご意見なども出されました。旧田代放牧場の保管状況については確認していただいて、しっかりと保管

されているということ、それから線量計なども確認していただいて、影響がないということもご確認いただいたところでございます。

要望書提出8団体への対応であります。加美町区長会以外は宮崎、西部地区の団体でした。10月30日に、旭地区公民館において利用自粛牧草処理方針案策定までの経緯と処理方針案について説明したところであります。

早期処理という要望に対しましては、現状では、400ベクレル以下の汚染牧草をすき込み減容化を図っていききたいと、その旨説明いたしました。400ベクレルを超えるものについては、処理方針が決定するまでフレコンバッグの入れかえ等により安全に保管していききたいという説明をさせていただきました。

8団体の情報提供につきましては、町の情報紙12月号に掲載いたしました。ホームページの掲載及び必要に応じて説明会等を行っていききたいと考えております。

最後に、町の処理方針についてであります。400ベクレル以下につきましては、個人保管分及び旧田代保管分ともに農地へのすき込みによる減容化を図ってまいりたいと考えております。

400ベクレルを超えるものについては、国では、保管農家分については牧草が生産された農地への還元が可能であると示しております。このことについては実証試験を行う、あるいは他の団体の実証試験の結果なども踏まえ、安全が確認できるということが大前提だろうと思っております。十分、このことについては保管農家及び住民と協議しながら処理案を策定してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在、町の方針としては、400ベクレル以下についてはすき込みを行っていくと。そして、そのほかのものについては、処理方針が決定するまでフレコンバッグの入れかえ等を行いながら安全に保管していききたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） それでは、時間がないので、利用自粛牧草処理方針案について説明会でお話しされたと思うんですが、そのときに個人が保管している農家対象の意向調査があったかと思うんですが、その意向調査の結果についてはどういう状況なのでしょう。全部は来ていないのかもしれませんが、今の時点でどういう結果なのか教えてほしいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

現段階で、400ベクレル以下の農家さん34件のうち27件が回収されております。質問につきましては、すき込みに同意しますかという質問に対しては、同意するが24件、パーセンテージで89%、同意しないが3件、11%で、実施する場合、草草がございますかという質問に対しては、確保できるというのが18件、約3分の2です。確保できないが6件、22%、草地なしが1件、未回答が2件。すき込みの時期につきましては、平成31年度が約半分、平成32年度が15%、平成33年度以降が約26%という結果になってございます。

400ベクレルを超える保管農家さんのアンケートは、63件中53件の回答をいただきまして、賛同するにつきましては37件、約70%で、賛同できないが16件、30%で、すき込みの安全が確保された場合、すき込みに取り組む考えはありますかという問題に対しては、取り組むが34件で64%、取り組まないが16件で30%。

以上が現在の意向調査の結果でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） それでは、町の処理方針案についてどの時点で決定するのか。これは意向調査の状況結果を見て決定するのか、あるいはどの時点でやるのか。先ほどの回答では、400ベクレル以下の廃棄物についてはすき込みということで、それ以上についてはまだ決まっていなようなお話でしたが、この方針案について実施する、しない、この方針でいくという決定はどこの時点でするのか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

この前の説明会の中では、農家保管分については、保管農家が所有する農地へのすき込みという説明をさせていただきました。説明会の質問の中で、先ほど町長も答弁したとおり除染作業してまだ5年なので今の時点では好ましくないというご意見なり、要は保管農家が所有する農地となると点在しますので汚染廃棄物の拡散につながる、それが心配だというご意見もございましたので、できれば町有地等で処理できないか、今、検討中でございます。

いつゴーサインという話でございますが、今、検討している方向ができるという判断になりましたら、まず役場庁舎内の関係課長さん方で意見を集約して、1月末に特別委員会にご説明させていただいて、予定では2月中旬に小学校区単位程度で説明会を開かせていただいて、その状況を見て、保管農家なり住民の方々が大丈夫だといいますか、ある程度同意していただければ、平成31年度からのゴーサインというスケジュールで一応、今は考えてございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 例えば、400ベクレル以下のものについては農地のすき込みを処理計画でいく、400ベクレルを超えるものについては処理方法が決定するまでは安全保管に努める、この方針をみんなが共有できるという予想はお持ちでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

意向調査の中では、一応、保管農家さんの同意は高い数字で認めていただいたとは思っていますが、まだ町民の方々の同意というのはなかなかつかめない、説明会でもそれほど人数、多くの方が説明会に出席していただいたわけじゃございませんので、その辺は2月の説明会等で丁寧に説明して、ぜひご理解をいただけるものと考えてございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 説明会のときの発言の答弁がありました、とても私は、自然で思いがそのまま込められているというかこもっていて、根底にはやっぱり誰もが汚染への不安、被曝への不安、それから作物の風評被害への心配等々が共通してあるんだなと思います。

そういったことを踏まえた上で、じゃあすみません、資料をお願いします。

ここにこういったプリントが、私、10月中に友達からもらいました。これは町内に配布されているようです。毎戸ではなく手渡しされているということで、それをいただいた方からもらいました。勘違いされて大崎タイムスが出したプリントじゃないのかと言う人もいたんですが、とても目立っているところがありますが、これは新聞記事が張られています。これは旧田代放牧場の汚染廃棄物が置かれている写真かと思います。これと先日8月10日に出された要望書、この中の文面を見ますと、大体同じ趣旨と解釈いたしました。要望書の中には、町内の畜産農家で一時保管された状態になっている旧田代放牧場にある汚染牧草は一日も早い撤去を望んでおりますとあるんですが、この撤去ということについて要望書を出された時点でどんな説明があったのか、これに対して町はどうお答えになったのか、そのときの状況がわかりましたらお答えください。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

要望書につきましては町長室でいただきまして、旧田代放牧場にある汚染牧草について早期の撤去という要望ではございましたが、先ほど来、話しているとおり、とりあえず減容化を進めていきたいと。まず、400ベクレル以下の旧田代放牧場にある327トンの汚染牧草をすき込みにより減容化を図っていきたいと。撤去ということになりますと要は移転という話になります

ので、またどこか探しておくという話になりますので、それはできませんと。とにかく安全に保管しますという話を町長がしたやに記憶してございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 私も撤去ということについては、一日も早い撤去とありますが、撤去というのはじゃあどこに持っていくのか、加美町内のどこかに持っていかざるを得ないということになってしまいますので、この撤去ということは処理とか処分に当たらないのではないかなと思いますし、現実的に無理なことではないかなと私は考えました。

それから、ここに汚染牧草の早期処理を強く要請しますとあるんですが、早期処理とは、例えば、すき込みに関しても、400ベクレル以下のものだけについても5年から7年ほどかかりますと説明会でもお話がありました。ということは、早期というには当たらないと思うんですが、私は早期処理ということだけではとても問題が大きいんじゃないかな、ここに安全なとか安全に、安全かどうかという視点がちょっと足りないのではないかなと思います。安全な処理を強く要請しますという、そういう思いで書いたんだと思うんですが、ここに安全という視点が無いのがちょっと残念でした。

例えば、私、広域議会の三本木の萱刈にある最終処分場のことをちょっと調べて聞いてきました。あそこは一般廃棄物の最終処分場ですが、一般廃棄物の焼却灰は、燃やす量の約1割を超えるくらいの量が焼却灰と見ているんだそうです。ということは、仮に、今、例えば、大崎広域では90トンの汚染廃棄物を燃やすことになっているそうですが、それだったらもう9トンぐらいの焼却灰が出ると見込んでいると。ということは、何年か前に私たちが議会で見学に行ったとき、ここはあと10年はもたないんですというお話、たしかみんなで聞いたと思います。最終処分場は15年もつように作られているそうです。ところが、平成26年からもう埋め立てが始まっているということでした。あとどれくらいもつか、一応計算上は、平成41年度までもつことにはなっていますが、というお話でした。

仮にですが、加美町の旧田代放牧場にある約2,000トンとか個人酪農家が保管しているものも全部含めて4,000トンのものを仮に早く処理しましょうということで燃やすとしたら、400トンの焼却灰が出ることになるんですが、じゃあその焼却灰はどこに持っていくことになるのか。必ず燃やすと灰が出る。その灰の行き先も考えた上での早期処理としていかないと、早く早くというのはとても心配な状況が予想されるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。そういう心配はされていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、地元の方々が震災以降7年過ぎましたので、ここに集約したのが平成25年からですのでご心配なさり、それから早くほかに持って行ってほしいというお気持ちは十分わかります。また、このチラシが、チラシというよりは要望書です、町にとっては。ことしてはいいんですけども。要望書が提出された背景の1つには、どうもかなり保管状況がずさんで漏れていると、破損しているという、そういった事実と異なる情報などもあったように聞いております。そういったこともあり、余計不安に感じて要望書を出されたのだろうと思っております。

ただ、この早期処理の方法はないんです。今月号を見てくださいとわかります、広報紙です。最後のところに焼却についても書いてあるんですが、焼却は他の自治体との調整が必要で、町内の利用自粛牧草の焼却を仮に開始するとしても10年以上は待たなくちゃならないということなんです。いわゆる大崎のものを今、実証試験の混焼をやっておりますけれども、大崎市のもものが当然これ優先されるでしょう。仮に、加美町の焼却するとしても10年待たなくちゃならないと。それから、先ほど加美町ではすき込みをするといっても、これも400ベクレル以下だけでも5年から七、八年はかかるだろうと考えております。栗原市では堆肥化という方法ですけども、これは堆肥化する施設をつくることに地域の方々が大分反発しておりますので、またこれも動かない状況にあります。ですから、各地域は同じような問題抱えており、どの地域も早期処理ができない状況にあるということなんです。

ですから、町としてはできることを、ベストの方法というのはいないんです。早期に処理するという方法もございません。ですから、町としては焼却、すき込み、堆肥化というものを考えた中ですき込みというものを選択させていただいて、400ベクレル以下のものを安全に町民のご理解をいただきながらすき込んでいくという方針を出させていただいたわけでありまして、それ以上については現在のところはなかなか処理方針を決めることができない状況にありますので、これについては安全に保管していくということ、これが重要だと思っております。

なお、登米市では既にすき込みが始まっておりますけれども、登米市の場合は大分腐敗しているということで、においなども地域の方々から苦情が来ているようでありましてけれども、幸い加美町の場合はフレコンバッグに詰めかえしておりますので腐敗しているのはごく一部で、ほとんどのものはいい状態で保管されておりますので、いい状態というのはあれでしょうけれども、そういったにおいを発するような堆肥にはなっていない。ですから、比較的処理もしやすいのだろうとは思っております。なかなか、ですから現実問題としてこういったご要望にお答えするのは難しいということは皆さんにご理解いただきたいと思います。



○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 広域議会の一構成町としては、権利があるんだから、お金も出しているんだから焼却するように言うべきではないかという声も聞きますし、焼却したほうが早く済むという、住民説明会ででもそういった声が出たりしましたが、焼却することはやっぱり安全上絶対好ましくないと私は考えます。よりリスクの少ない安全な方法をとっていきたいと町長も住民説明会で言っていました。そういう意味でいえば焼却はしないという選択肢は妥当ではないかなと思うんですが、県内で一番多いと言われている加美町の汚染廃棄物を焼却してはいけない、しないということをきちんと宣言してほしいと思います。

これはいつも言うことなんですが、2011年3月11日、東日本大震災に起因する原発事故による被害なわけですから、市町村ごとに争ったり町の中で地域ごとに争ったり、あるいは酪農家かそうでない人たちとの意見が食い違って争ったりする問題ではないというところを考えると、町長、やっぱりそういう方向でリスクの少ない安全な方法をとっていくということをきちんと言明すべきだと考えますが、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり我々全て被害者ですので、被害者同士が対立し合うということは、これは決してあってはならないと思っております。

また、焼却についてでありますけれども、先ほど申しましたように加美町には焼却炉はございません。最終処分場もございません。先ほど、これも申し上げたように大崎市のものだけでも10年はかかるだろうと言われている状況の中で、しからば加美町に焼却場をつくって、最終処分場もつくって焼却できるかという、これは大変困難なことだろうと思っております。ですから、焼却というのは現実的には、かなりこれは一番難しい選択肢なんだろうと実は私は思っております。

そういった中で、よりリスクの少ないほうとして400ベクレル以下のすき込みということを選択させていただきましたので、安全を確保した上で、住民にもご理解していただいた上で、400ベクレル以下をまずすき込み、そして保管量を減らしていくと、農家さんの負担も減らしていくということを行っていくことが最も現実的な方法だろうと考え方針を示させていただいておりますので、その方針に従って進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） このことについては、町の失態でもなければ町の不作為でもないわけで

す。でも、それにしても住民はすごい不安を抱えておりますので、情報提供は小まめに丁寧にしていかないと誤解を招きますので、事実とは違ったうわさが蔓延していきます。ぜひぜひ、情報提供の小まめな対応をしていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

- 議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、6番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日は、これで延会といたします。

なお、あすは午前10時まで本議場へご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後4時27分 延会

---

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月5日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 高橋聡輔

署名議員 伊藤由子